

厚生労働省における政策評価実施要領

令和6年4月

厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室

厚生労働省における政策評価実施要領目次

第 1 章	総則	1
第 2 章	事前分析表作成、実績評価及びモニタリング実施要領	3
第 3 章	総合評価実施要領	6
第 4 章	租税特別措置等の政策評価実施要領	8
第 5 章	研究開発評価実施要領	10
第 6 章	規制の政策評価実施要領	11

[別紙]

- 別紙 1-1 事前分析表様式
- 別紙 1-2 事前分析表様式（記載要領）
- 別紙 1-3 事前分析表概要様式
- 別紙 1-4 事前分析表概要様式（記載要領）
- 別紙 1-5 実績評価書様式
- 別紙 1-6 実績評価書様式（記載要領）
- 別紙 1-7 実績評価書概要様式
- 別紙 1-8 実績評価書概要様式（記載要領）
- 別紙 2-1 総合評価書様式
- 別紙 2-2 総合評価書様式（記載要領）

[別添]

「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成 22 年 11 月 11 日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定、平成 29 年 3 月 24 日一部改正）

第1章 総則

1. 趣旨

厚生労働省における政策評価の実施に関しては、

- 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第5期)」
- 毎年度定める「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」
- 本実施要領

の定めるところによる。本実施要領は、具体的な評価の手順及び評価書の記入方法について定めるものである。

2. 評価書作成上の留意点

評価書の作成に当たっては、国民に対する行政の説明責任を果たすという政策評価の目的に資するよう、次の点に留意する。

評価書作成上の留意点
<ul style="list-style-type: none">○ 国民にとって分かりやすい用語・表現になっているか<ul style="list-style-type: none">・ 厚生労働行政について専門的知識を有していない者が理解できるよう、専門用語は平易な表現に言い換えているか。専門用語を使用する場合にはわかりやすく解説しているか。・ 文章を短くまとめるなど、分かりやすさを追求しているか。・ 必要に応じて図表、グラフ等を示し国民の理解を助けているか。○ 国民がバックデータを確認しようとした際に、参照できるようになっているか。<ul style="list-style-type: none">・ 資料の出典を明らかにしているか。・ 原典資料へアクセスできるHPアドレス等を掲載しているか。○ 評価対象期間外のことであっても、評価書作成時点における最新の関連情報（主な出来事、事件等への対応方針、対応状況等）や前年度以前の実績等を盛り込むなど、国民の興味・関心に応える内容となっているか。○ 有効性、効率性等の評価は、国民に対して説得力のあるものとなっているか。○ 評価を受けて検討する今後の方向性は、効率性や質を追求したものとなっているか、成果が期待できるものとなっているか。

3. 用語の定義

本実施要領で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

基本計画	「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第5期）」
実施計画	毎年度定める「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」
政策体系	基本計画において定めた、基本目標、施策大目標、施策目標及び事務事業の一連の体系
評価予定表	基本計画の別紙に定めた施策目標の、事後評価を実施する概ねの時期及び評価方法を示したもの
担当部局	評価対象政策を所管する部局
査定課	組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求等を伴う政策については大臣官房会計課、税制改正要望を伴う政策については政策統括官付政策統括室
有識者会議	基本計画第8の2に定める「政策評価に関する有識者会議」
ワーキンググループ	基本計画第8の3に定める「政策評価に関する有識者会議ワーキンググループ」

第2章 事前分析表作成、実績評価及びモニタリング実施要領

1. 事前分析表作成、実績評価及びモニタリングの趣旨

(1) 事前分析表作成の趣旨

事前分析表は、目標管理型の政策評価において、目的、目標（指標）、それらの達成手段等がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を明確にすることによって、事後における検証を簡素合理化するとともに、PDCAサイクルを通じたマネジメントを向上させ、国民への説明責任を徹底することを目的として作成するものである。

そのため、各施策の企画立案に当たり、解決すべき課題の原因、その課題を解決するための手段、当該手段がどの程度有効であるか等が明らかにされていなければならない。また、目標の達成のためにそれぞれの達成手段が論理的にどのような順序で結びついていくか、目標や測定指標を設定するまでのプロセス（因果関係）が十分に明らかにされていなければならない。

さらに、測定指標は、達成すべき目標について達成度合いを測定するための指標であるから、過不足なく目標の達成度合いを測定できるものであることが必要である。また、施策全体としての目標の達成度合いをより適切に判定するため、予め主要な測定指標を明示しておくことが求められる。

(2) 実績評価の趣旨

実績評価は、(1)に記載した点を踏まえて作成する事前分析表において、施策目標ごとに、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定する。そして施策実行後に、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、目標の達成度合いについて評価するものであり、政策を決定した後に、厚生労働行政全般にわたる施策の不断の見直しや改善に資することを目的とするものである。

(3) モニタリングの趣旨

モニタリングとは、政策体系に定めた施策目標について、政策評価の評価に資するため、あらかじめ設定した指標について測定し、進捗状況を定期的・継続的に把握するものである。

2. 事前分析表作成、実績評価及びモニタリングの対象

(1) 事前分析表の作成対象

基本計画の計画期間中に実績評価方式での事後評価の対象となる全ての施策目標について、事前分析表を作成する。

(2) 実績評価の対象

実績評価の対象となる施策目標は、実施計画で定める。

なお、当該年度に実績評価を予定していない施策目標であっても、指標のモニタリングの結果を踏まえ、実績評価等を実施する場合もある。

(3) モニタリングの対象

モニタリングは、基本計画の計画期間中に実績評価方式での事後評価の対象となる全ての施策目標について実施する。

3. 事前分析表作成及び実績評価書の評価等の手順

(1) 事前分析表

ア 担当部局は、基本計画の別紙に定められた政策体系における施策目標単位で、別紙1-1の様式に従い事前分析表を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策統括官付政策立案・評価担当参事官室（以下「政策立案・評価担当参事官室」という。）が定める期限までに同室に提出する。

※ 事前分析表の様式記入上の留意事項等は別紙1-2（記載要領）参照。

イ ワーキンググループでの審議対象となる施策目標については、担当部局は事前分析表の作成に併せて、別紙1-3の様式に従い事前分析表の概要を作成し、事前分析表に併せて政策立案・評価担当参事官室に提出する。

※ 概要作成の留意事項等は別紙1-4参照。

ウ 担当部局は、政策立案・評価担当参事官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、事前分析表及び概要を修正し、再度、同室に提出する。

エ 政策立案・評価担当参事官室は、実施計画の別紙に定める評価予定表に基づき、次年度に実績評価の対象となる施策目標について、有識者会議から意見の聴取等を行うものとする。担当部局は、有識者会議における指摘等を踏まえ所要の修正を行い、部局の取りまとめ課が確認の上、同室及び査定課に提出する。

オ 査定課は、取りまとめられた事前分析表のモニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に的確に反映させる。

カ 担当部局は、政策立案・評価担当参事官室が定める期限までに、事前分析表に令和6年度行政事業レビュー事業番号を記載し、同室に提出する。

キ 政策立案・評価担当参事官室は、取りまとめた事前分析表を公表するとともに、総務省へ通知する。

(2) 実績評価書

ア 担当部局は、あらかじめ事前分析表で定めた指標等に基づき、別紙1-5の様式に従い実績評価書（別紙1-5の様式及び必要に応じ説明用資料を添付）を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策立案・評価担当参事官室が定める期限までに同室及び査定課に提出する。

※ 実績評価書の様式記入上の留意事項等は別紙1-6（記載要領）参照。

イ 担当部局は実績評価書の作成に併せて、別紙1-7の様式に従い実績評価書の概要を作成し、実績評価書に併せて政策立案・評価担当参事官室に提出すること。

※ 概要作成の留意事項等は別紙1-8参照。

※ 施策目標が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局が取りまとめを行い、一つの実績評価書として提出する。

※ 「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）の2（4）②の規定に従い、評価書が既に簡潔で分かりやすいものとなっている場合には、当該評価書が要旨と兼ねるものとして位置づけることとする。

ウ 担当部局は、政策立案・評価担当参事官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、実績評価書及び概要を修正し、再度、同室及び査定課に提出する。

エ 政策立案・評価担当参事官室は、実施計画の別紙に定める評価予定表に基づき、該当する実績評価書について有識者会議から意見の聴取等を行うものとする。担当部局は、有識者会議における指摘等に対して、実績評価書の「学識経験を有する者の知見の活用」欄にその内容及び対応方針を記載するほか、他の記載欄についても所要の修正を行い、部局の取りまとめ課が確認の上、同室及び査定課に提出する。

オ 査定課は、取りまとめられた実績評価書を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に的確に反映させる。

カ 政策立案・評価担当参事官室は、実績評価書を取りまとめ、公表するとともに、実績評価書を総務省へ通知する。また、政策評価の結果の政策への反映状況を確認の上、取りまとめ、公表するとともに、反映状況を総務省へ通知する。

第3章 総合評価実施要領

1. 評価の趣旨

総合評価は、特定のテーマについて、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより、政策の見直しや改善に資する見地から、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析することを目的とするものである。

2. 評価対象

政策立案・評価担当参事官室と政策の担当部局等が調整の上、総合評価を行うこととしたもののほか、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策のうち、政策評価に関する有識者会議の意見等を踏まえ、実施計画において総合評価を実施するものとして定められたものを対象として実施する。

※ 総合評価は、法改正を伴う制度改正や、目標値を掲げた計画を策定している行政分野において、当該計画の計画期間の最終年度を迎え、新たな計画を策定する場合等に実施することが望ましい。

3. 評価の手順

(1) 担当部局は、評価予定表等に基づき、原則として別紙2-1の様式に従い総合評価書を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策立案・評価担当参事官室が定める期限までに同室に提出する。なお、制度改正や関連計画の見直しを行うための総合評価については、原則として

- ① 当該評価対象の問題点が把握され原因の分析等がなされた時期に評価を実施するとともに
- ② 総合評価結果を踏まえた見直しが決定された時期に評価結果の政策への反映状況の報告等を行うものとする。

※ 具体的には、審議会、研究会等において答申や報告書の作成等が行われた時期が①に該当するものと考えられ、また、それを踏まえた法改正や計画の策定を検討し、具体的に講じたこととした措置を最終的に法案や計画に盛り込んだ時期が②に該当するものと考えられる。

※ 様式記入上の留意事項等は別紙2-2（記載要領）参照。

(2) 担当部局は、政策立案・評価担当参事官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、総合評価書を修正し、再度、同室に提出する。

- (3) 政策立案・評価担当参事官室は、実施計画に定める分野横断的に実施している政策に係る評価書が作成されたときは、当該評価書について、有識者会議の意見聴取を行う。担当部局は、有識者会議における意見等を踏まえ必要な修正を行い、部局の取りまとめ課が確認の上、同室に提出する。
- (4) 政策立案・評価担当参事官室は、取りまとめた総合評価書を公表するとともに、総務省へ通知する。

第4章 租税特別措置等の政策評価実施要領

1. 評価の趣旨

租税特別措置等に係る政策評価は、平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」等に適切に対応し、租税特別措置等の透明化及びその適宜適切な見直しに資するよう実施するものである。

評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられることが必要である。

2. 評価対象

事前評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号並びに政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）Iの4のキに規定する政策を対象とし、原則として税制改正要望を行うに当たって実施する。なお、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号ロ及び第8号における「税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置」とは、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置を指すものである。

事後評価は、政策評価に関する基本方針I5カに規定する政策を対象とし、事前評価を実施してから3年から5年を経過する時点で評価を行うことを原則とする。また、恒久的な措置については、直近で事後評価を実施してから3年から5年を経過する時点で評価を行うことを原則とする。なお、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等の具体的範囲は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号イ及びロと同様である。

3. 評価の手順

- (1) 担当部局は、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「租特ガイドライン」という。）に従い租税特別措置に関する政策評価書を作成し、部局の取りまとめ課が確認の上、政策立案・評価担当参事官室が定める期限までに同室及び査定課に提出する。

※ 事前評価において税制改正要望を行う単位が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局が取りまとめを行い、一つの評価書として政策立案・評価担当参事官室及び査定課に提出する。事後評価においては、事前評価書を取りまとめた単位で、主に所管している担当部局が取りまとめを行い、一つの評価書として同室

及び査定課に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は、租特ガイドライン参照。

(2) 担当部局は、政策立案・評価担当参事官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、評価書を修正し、再度、同室及び査定課に提出する。

(3) 政策立案・評価担当参事官室は、評価書を取りまとめ、公表するとともに、総務省へ通知する。

※ その他詳細は、租特ガイドラインを参照すること。

第5章 研究開発評価実施要領

1. 評価の趣旨

国民の健康・医療・福祉・生活環境・労働安全衛生など国民生活の向上に資することを目的とする厚生労働省の科学研究開発は、その研究成果が着実に行政施策へと反映されるとともに、研究成果を積極的に公表し、国民に対する説明責任を果たすことにより、優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。研究開発に係る政策評価は、こうした要請に応えられる研究開発の適切かつ効率的実施に資するよう実施するものである。

2. 評価対象

基本計画、実施計画において、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）に基づき評価の対象とすることとされた研究開発を対象に実施する。

3. 評価の手順

(1) 担当部局（大臣官房厚生科学課）は、大綱的指針及び当該指針に基づき策定された「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成22年11月11日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定）（別添参照）に従い次年度の研究開発に関する評価書及び前年度の研究開発の成果に関する評価書を作成し、前者を基本計画における事前評価、後者を基本計画における事後評価と位置付け、厚生科学審議会科学技術部会の承認を経て、政策立案・評価担当参事官室に提出する。

(2) 政策立案・評価担当参事官室は、取りまとめられた評価書を公表するとともに、総務省へ通知する。

第6章 規制の政策評価実施要領

1. 評価の趣旨

規制の政策評価は、規制が、社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものであることから、規制によって発生する効果や負担を予測・評価することにより、規制の質の向上を図るとともに、利害関係者のみならず、規制について広く国民の理解を得ることを目的とするものである。

2. 評価対象

法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更することを目的とする政策を対象として実施する。

3. 評価の手順

- (1) 規制の事前評価について、担当部局は、規制の新設・改廃を行う政策の企画立案にあわせて、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。以下「規制ガイドライン」という。）に従い規制の事前評価書を作成するとともに、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」（平成29年9月26日公正取引委員会事務総局作成。以下「競争評価マニュアル」という。）に従い競争評価チェックリストを作成し、遅くとも、(3)に定める公表及び総務省への通知の期限の二週間前まで（簡素化した規制の事前評価書を作成する場合については、初回のみ三週間前まで）に政策立案・評価担当参事官室に提出する。

※ 様式記入上の留意事項等は、規制ガイドライン、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」（平成29年7月総務省行政評価局政策評価課作成）及び競争評価マニュアルを参照。

※ 新設・改廃する規制が複数の担当部局にまたがる場合には、主に所管している担当部局が取りまとめを行い、一つの評価書として政策立案・評価担当参事官室に提出する。また、関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合であって、別々に評価を実施することにより適切な評価が可能となると判断されるものについては、同室と相談の上、それぞれ別個に評価書を作成する。

- (2) 担当部局は、政策立案・評価担当参事官室の指摘等を踏まえ、必要に応じ、規制の事前評価書等を修正し、再度、同室に提出する。

(3) 政策立案・評価担当参事官室は、規制の事前評価書を取りまとめ、公表するとともに、規制の事前評価書及び競争評価チェックリストを総務省へ通知する。

なお、規制の事前評価書の公表及び総務省への通知については、

- ① 規制の新設・改廃が法律による場合は、法律案の閣議決定までに、
- ② 規制の新設・改廃が政令による場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定）までに行う。

(4) 規制の事後評価について、担当部局は、法令等に見直し条項（一定期間経過後の当該規制の見直しを行う旨の条項）があるものについては当該条項に定められた時期、それ以外のものについては事前評価書の作成又は当該規制の開始から最長で5年後を事後評価の実施時期として、当該実施時期を迎えたものを対象に、規制ガイドラインに従い規制の事後評価書を作成する。作成した評価書は、当該規制の見直しの必要性の判断を行うのに十分に間に合うものとして、政策立案・評価担当参事官室が定める期限までに同室に提出する。また、前記（2）及び（3）（ただし、「なお、」以下は除く。）は、規制の事後評価についても準用する。

※ その他詳細は、規制ガイドラインを参照すること。

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(●-●-●))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)				担当 部局名		作成責任者名									
施策の概要															
施策を取り巻く現状															
施策実現のための課題		1													
		2													
各課題に対応した達成目標				達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由							
目標1															
(課題1)															
目標2															
(課題2)															
達成目標1について															
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値									
		基準年度		目標年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
1															
2															
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由				
3															
達成手段1 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和6年度行政事業レビュー事業番号			
		執行額	執行額												
(1)															
(2)															

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	年度ごとの実績値						
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
4											
5											
(参考指標)					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
6											
達成手段2 (開始年度)	令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和6年度行政事業レビュー事業番号
(3)	執行額	執行額									
(4)											
施策の予算額(千円)	令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定 時期	
施策の執行額(千円)											
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(I-1-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>施策目標の名称と政策体系番号を記載してください。 例:日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること(施策目標I-1-1) 基本目標I:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康作りを推進すること 施策大目標1:地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p>				<p>担当 部局名</p>	<p>〇〇局〇〇課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>〇〇課長 〇〇 〇〇</p>			
<p>施策の概要</p>	<p>施策目標がどのような前提の上に成り立っているのか、施策の大枠について、根拠法令や各種計画等に触れつつ、簡潔で分かりやすい文章で解説してください。 例:〇〇法により、〜〜を定め、△△を実施することとされている。</p>										
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>〇〇の利用者は、●●を背景に近年減少傾向にある。</p>										
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>現在、△△が課題となっている。</p>									
<p>2</p>											
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>					<p>達成目標の設定理由</p>					
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>〇〇の推進</p>					<p>△△を解決するためには、〜〜をする必要があるため</p>					
<p>目標2 (課題2)</p>											
<p>達成目標1について</p>											
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値(参考値注4参照) 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由</p>	<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>1 〇〇〇の割合 (アウトカム) 注1参照</p>	<p>〇% 注2参照</p>	<p>令和5年度</p>	<p>〇% 注3参照</p>	<p>令和9年度</p>	<p>〇%</p>	<p>〇%</p>	<p>〇%</p>	<p>〇%</p>	<p>〇%</p>	<p>選定された測定指標が、どのような理由で、目標の達成状況を測定するため妥当であると考えたのかについてわかりやすく記載してください。 例:達成目標の〇〇を推進するためには、〜〜に取り組むことが重要であることから、〇〇〇の割合を測定指標とした。 (出典)厚生労働省「●●調査」 令和4年度実績値は分母:●●(××件)、分子●●(××件)から算出している。</p>	<p>設定された目標値が、どのような理由で目標年度までに達成すべき目標値であると考えたのかについてわかりやすく記載してください。 ※対外的な計画等で数値が明確に定められている場合には、あわせてその旨を記載して下さい。 例:△△調査における〇〇〇の割合については、令和5年度から令和9年度までの5カ年で〇%にすることとされていることから、令和5年度の値を基準値とし、令和9年度までの5カ年において毎年●%ずつ増加させることを目標としている。なお、▲▲計画においても、上記の考え方から同じ目標値を設定している。</p>
<p>2 〇〇〇の実施数 (アウトプット)</p>	<p>〇件</p>	<p>令和元年度</p>	<p>〇件</p>	<p>令和10年度</p>	<p>〇件</p>	<p>〇件</p>	<p>〇件</p>	<p>〇件</p>	<p>〇件</p>	<p>近年の高齢者の就業者数の増加による●●を踏まえ、令和10年度までに●●の実施件数を●件とすることとしている。 (出典)厚生労働省「●●調査」</p>	<p>令和5年度の目標は、基準年度である令和元年度の実績値と最終目標年度の令和10年度の差分を均等割りして設定した。</p>
<p>(参考指標)</p>						<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>選定理由</p>
<p>3 例:〇〇件数(△△調査より)</p>						<p>〇件</p>	<p>〇件</p>	<p>〇件</p>	<p>〇件</p>		<p>測定指標としては適さないものの、施策目標の評価にあたりその達成状況の判断を補う指標がある場合に記載してください。 (出典)厚生労働省「●●調査」 例:労働基準監督署の勧告件数など(一概に増えればいい、減ればいいのかというものではないが、状況を知ることは労働基準監督行政の現状を把握する上で大切な指標である。)</p>

達成手段1 (開始年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
	予算額 執行額	予算額 執行額				
(1) ○○事業 注6参照 (平成△△年)	○○百万円 △△百万円 注7参照	○○百万円 △△百万円	○○百万円 注8参照	1, 3 注9参照	達成手段の概要のほか、 達成手段が施策目標や測定指標にどのように寄与するのか について記載してください。 ～において、○○を整備 ・○○を整備することは、△△現在……人いる～に対し、○○を提供、促進することとなるため、測定指標の○○率を……%押し上げる効果があると見込んでいる。 現時点では空欄にしてください。	2024-厚労-●●-●●
(2)	令和6年度に実施する事業を記載してください。					

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値						
	基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
4 △△率(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:○○分野01】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 注10参照								・本施策における重点事項を定めている○○計画(閣議決定)において、△△率については、××年までに▲▲%にすることとされているため 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (出典)厚生労働省「●●調査」 注11参照	・左記のとおり。
5 □□適合基準率(アウトカム)									
(参考指標)			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
6									

達成手段2 (開始年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
	予算額 執行額	予算額 執行額				
(3) ○○事業 【新経済・財政再生計画関連:○○分野01】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI関連】 注12参照					～において、○○を整備 ・○○を整備することは、△△現在……人いる～に対し、○○を提供、促進することとなるため、測定指標の○○率を……%押し上げる効果があると見込んでいる ・○○整備率:○%(○○の満足度:○%) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同じ指標を測定指標として設定しており、上述のとおり、本事業は、測定指標の○○率を……%押し上げる効果があると見込んでいる】	注13参照
(4) □□事業					～に対する支援として、○○を実施 ・○○事業を実施することにより、主要な○○などを中心に連続した△△化を行う地区の総面積が増加し、一層の……の促進を図ることができると見込んでいる ・○○面積:○㎡(○○の利用者:○人)	

施策の予算額(千円)	令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定時期
		●●千円	●●千円	●●千円	●●千円	●●千円	
施策の執行額(千円)	●●千円		●●千円				

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの) 注14参照	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
		施政方針演説(○○総理)	令和○年○月○日
	経済財政運営と改革の基本方針○○(骨太○○)	令和○年○月○日閣議決定	第○章 ○○○○ ○○○○○○○○○

原則として令和6年度及び前年度(令和5年度)に公表されたものについて記載

【注釈】

- (注1) 「測定指標」については、数値化が困難な場合は定性的なものであっても可としますが、「達成すべき目標」に対し達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記載してください。
また、「予算額の大きい事業に関連するもの」、「社会的に問題になった(なっている)もの」、「行政として追求する価値があるもの」の視点に基づいて設定するとともに、**アウトプット指標だけではなく、可能な限りアウトカム指標を設定してください。**
- (注2) 「基準値」欄には、指標を測定する際に基準とする値及び基準とする年度を記入してください。
- (注3) 「目標値」欄には、測定する指標の目標値及び目標を達成しようとする年度を記入してください。
定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記入の仕方を適宜工夫してください。
- (注4) 「年度ごとの目標値」には、基準年度から目標年度までの間に、中間的な目標値を設定している場合に記入してください。
なお、**中間的な目標値を設定していない場合には、目標値を目標達成までの期間で按分する等により算出した各年度の参考値の記入を検討してください。**
- (注5) 現時点で実績値が出ていない場合は、空欄ではなく「集計中(令和●年●月公表目途予定)」と記載してください。
- (注6) 「達成手段(開始年度)」欄の記入においては、以下の点に留意してください。
・ 内部管理事務に係る共通経費は除きます。
・ 予算事業である達成手段については、行政事業レビューにおける事業単位で全て記入するとともに、事業名については行政事業レビューシートの事業名を記載してください。
- (注7) 「予算額」欄には、達成手段のうち予算事業について、当初予算、補正予算、繰越し等(前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等のネット合計額。)の合計(一般会計、特別会計を問わない。)を記入してください。
また、「執行額」欄には、当該年度の執行額を記入してください。
- (注8) 「令和6年度予算額」欄には、当該達成手段のうち予算事業について、令和6年度予算額を記入してください。
- (注9) 「関連する指標」欄には、達成手段に関連している測定指標について、「測定指標」欄に記載した算用数字番号を記入してください。
達成すべき目標に直接関連付けている場合等については、「-」を記入してください。
- (注10-1) 新経済・財政再生計画改革工程表に挙げられた取組に関連する測定指標については、「政策評価の事前分析表」の「測定指標」欄において、以下の①及び②について【】で明記する。
①改革工程表の取組事項に関連する旨や関連する分野・取組事項番号
②改革工程表KPIと同一である場合はその旨
- (注10-2) 注10の記載に関し、分野名の凡例は次のとおり： 社会保障／社会資本整備等／地方行財政改革・分野横断的な取組／文教・科学技術／歳出改革等
- (注10-3) 注10の記載に関し、取組事項番号に枝番(i, ii, …)がある場合は、「新経済・財政再生計画改革工程表関連：〇〇分野01-i」のように記載。
- (注11) 新経済・財政再生計画改革工程表に挙げられた取組に関連する測定指標については、「政策評価の事前分析表」の「測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠」欄において、改革工程表の取組事項やKPIとの関係を【】で明記。
- (注12) 新経済・財政再生計画改革工程表に挙げられた取組に関連する達成手段(事務事業)については、「政策評価の事前分析表」の「達成手段」欄において、以下の①及び②について【】で明記する。
①新経済・財政再生計画改革工程表の取組事項に関連する旨や関連する分野・取組事項番号
②新経済・財政再生計画改革工程表のKPIに関連する場合はその旨
- (注13) 新経済・財政再生計画改革工程表に挙げられた取組に関連する達成手段(事務事業)については、「政策評価の事前分析表」の「達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等」欄において、

＜事前分析表の記載要領＞

※ 本記載要領は、令和 6 年度に実施する政策体系の施策目標（実績評価方式で評価を実施するものに限る。）に係る事前分析表の作成を前提とし、様式の記載に当たっての標準的な考え方を示したものである。

1 事前分析表は施策目標単位で作成し、様式の各欄には、分かりやすい文章で記載すること。なお、表記は「である」調で、年号は和暦で統一すること。

2 評価書の欄外右上に記載した「厚生労働省 6」に続く（ ）内には、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第 5 期）」（以下「基本計画」という。）の政策体系における、当該施策に該当する政策体系番号を記載する。

例：「厚生労働省 6（I-1-1）」

3 「施策目標名（政策体系上の位置付け）」欄には、基本計画の政策体系における、評価対象とした施策目標を記載するとともに、（ ）内に上記 2 の政策体系番号を記載する。さらに改行して、施策の上位の政策体系（「基本目標」及び「施策大目標」）を記入する。

例：日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること（施策目標 I-1-1）

基本目標 I：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康作りを推進すること

施策大目標 1：地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

4 「担当部局名」、「作成責任者名」欄には、政策評価を担当した担当課室、作成責任者の役職・氏名を記載する。

なお、担当部局や作成責任者が、複数となる場合には、枠内に関連する課室、責任者名を併記する。

【以下 5～10 については、別紙の「評価書の概要（ロジックモデル部分）のチェックポイント～具体的な改善事例の検証～」に具体例とともに記載してありますので、そちらもご参照下さい】

5 「施策の概要」欄には、当該施策の概要を記載する。その際、関連する法令や各種計画等があれば記載すること。また、当該施策を評価する際に、予め判明している外部要因がある場合、当該外部要因も本欄に記載する。

6 「施策を取り巻く現状」欄には、制度概要や現行の取組内容のみを記載するのではなく、当該施策を取り巻く現状について様々な角度からデータを使い読み取れる傾向等を記載する。また、単年度の総数を示すだけでなく、複数年度にわたる傾向を示

すとともに、総数の内訳（企業規模別、産業別、違反類型別、相談内容別等）を示すことにより、現状（傾向等）をより正確に示すことが考えられる。

7 「施策実現のための課題」欄には、施策を実現するために解決すべき問題点（課題）について記載する。課題ごとに1から始まる算用数字番号を順次付し、別々に記載する。

8 「各課題に対応した達成目標」欄には、7で記載した各課題を解決するための対応策（達成目標（※1））について、課題ごとに設定し記載する。また、目標の設定理由欄については、課題と達成目標の因果関係が明確になる記載とすること。

※1 施策目標をより細かくブレイクダウンしたものを想定している。

9 測定指標・達成手段については、達成目標ごとにそれぞれ記載する。

10 「測定指標」欄には、各達成目標の達成度合いを測定するための指標を記載し、1から始まる算用数字番号を順次付す（達成目標ごとではなく、通し番号を付すこと）。

測定指標は各達成目標と因果関係が明らかなものでなければならず、かつ、当該達成目標を過不足なく評価できる指標を設定しなければならない。ただし、1つの達成目標に対して、いたずらに多くの測定指標を設定することは、適切な評価の阻害要因となりうることから、必要に応じて指標数を減らす、いくつかの指標を参考指標とする等して、達成目標に対して適切な指標設定に努めること。一方で、1つの達成目標に対して1つの測定指標のみが設定されている場合には、指標設定が適切でないリスクが高まること懸念されるため、必要に応じて測定指標の変更・追加等を検討すること。

11 測定指標は達成すべき水準が数値化されているものを記載する。また、原則としてアウトプット指標だけでなくアウトカム指標も設定することとし、最終的なアウトカムの指標化が困難な場合は、中間的なアウトカム指標を設定する等の工夫をすること。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記載するものとする（※2）。

※2 例えば、施策目標の特性により、前述の記載が困難な場合、「施策の進捗状況（目標）」欄及び「施策の進捗状況（実績）」欄に、測定指標に係る施策について各年度の進捗状況を記載するなどの対応を行うことなど。

なお、施策目標の特性により、単年度で目標（目標値）を設定している場合には、それに対応した形で記載することも可とする。

12 政策実施主体が厚生労働省以外の場合や外部要因がある場合は、中間的なアウトカム指標やアウトプット指標を設定する等により、適切な評価が実施できるよう工夫すること。

- 13 設定した測定指標が、新経済・財政再生計画改革工程表 2023（令和 5 年 12 月 21 日 経済財政諮問会議決定。以下「新工程表」という。）に記載されている K P I に関連する場合は、別紙 1 - 1 の記載例に倣いその旨を「測定指標」欄に記載する。
- 14 達成目標ごとに、主要な測定指標を少なくとも 1 つ以上選定し、当該指標に対応する算用数字に「○」を付すこと。主要な指標とは、所管課において、以下のア～ウのいずれかに当てはまると思料される測定指標のことである。主要な指標は、達成目標ごとに少なくとも 1 つは設定することとする。（ただしメリハリのある評価とするため、多くなりすぎないように留意する。）
- ア 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
 - イ 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
 - ウ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの
- 15 「測定指標」欄中、「基準値」欄には、指標を測定する際に基準とする値及び基準とする年度を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。
- 16 「測定指標」欄中、「目標値」欄には、測定する指標の目標値及び目標を達成しようとする年度を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。
- 17 「測定指標」欄中、「年度ごとの目標値」欄及び「年度ごとの実績値」欄には、令和 2 年度から令和 6 年度）分の目標値及び実績値を記載する。記載時点において、実績値が集計中の場合は「集計中（令和○年○月日途公表予定）」と記載する。
- 18 実績値が「%」で示される指標については、算出式及び実数を「測定指標の選定理由」欄に記載する（※ 3）。
- ※ 3 例えば、「○○講習の受講者を対象としたアンケートによる理解度」を測定指標とした場合に、当該理解度の計算方法、分母及び分子の人数を記載する。
- 19 目標値の設定に際しては、安易に「前年度以上」とせず、施策内容や過年度の増減傾向等を踏まえて、具体的な数値を設定する。やむを得ず「前年度以上」と設定する場合には、具体的な数値目標を設定できない理由を「目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄に記載する。
- また、直近複数年度の実績値が連続して目標を達成しており、施策を取りまく状況の変化を加味しても、実績値が目標値を上回る又は目標上限値とほぼ同程度であると見込まれる場合には、原則として当該測定指標に代わり、新たな測定指標の設定を検討すること（※ 4）。新たな測定指標の設定が困難であると判断した場合には、その理由を、「測定指標の選定理由」の欄に記載する。

※4 例えば、「〇〇講習の受講者を対象としたアンケートによる理解度」、「行政指導後の是正割合（年度内）」、「〇〇事業を実施する都道府県数」等を測定指標とする場合、上限値である「100%」や「47 都道府県」に近い実績値が複数年度にわたり続いている場合は、原則として当該指標に代わる新たな測定指標の設定を検討するもの。

20 令和7年夏（7～8月）に実績評価を行うことが予定されている施策目標については、設定した測定指標に関し、評価時点（令和7年夏時点）で過年度実績からの傾向も判断できないおそれがある場合は、当該測定指標の達成状況をどのように判定するかを「測定指標の選定理由」欄に記載すること。

21 各種閣議決定等を含め他の計画等で最終年度の目標値しか設定されていない場合であっても、目標値の設定なくして、実績値の評価は不可能であることから、目標値を可能な限り毎年度設定する（※5）。

※5 他計画等で最終年度及び最終目標値のみ定められている場合には、例えば、基準年度又は直近年度の実績値との差分について、均等割りする又は過去のトレンドを踏まえた方法で按分する等によって、目安となる値を設定するもの。

22 「測定指標の選定理由」欄には、選定された測定指標がどのような理由で目標の達成状況を測定するために妥当であると考えたのかについて記入する。

その際、当該測定指標の数値として使用している調査名、調査周期等について必ず記載すること。

また、「目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄には、設定された目標値がどのような理由で目標年度までに到達すべき目標値であると考えたのかについて記入する（※6）。設定した指標が、新工程表に記載されているK P Iに関連する場合は、別紙1－1の記載例に倣いその旨記載する。

※6 測定指標及び目標値が、他計画のK P Iや目標値となっている場合であっても、そのこと自体が測定指標の選定理由や目標値の設定の根拠とはならないことに留意する。この場合は、他計画等において当該K P Iや当該目標値を設定した際の考え方を記載することとする。また、工程表の KPI として設定されている内容であっても、直近の実績値を踏まえ、KPI として設定されている水準以上を目指すことが妥当であると考えられるものについては、直近の実績値を踏まえた目標水準となるよう目標値を設定すること。

23 「(参考指標)」欄には、当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準の測定指標としては適さないが、施策の実施状況や施策を取りまく状況の変化を把握するために有益であると思われる指標がある場合に記載する。

24 「達成手段（開始年度）」欄には、達成すべき目標を達成する手段について(1)から始まる括弧付き算用数字番号を順次付し、達成手段を記入するとともに、下段に当該達成手段の開始年度を括弧書きで記入する。その際、以下の点に留意する。

- ① 内部管理事務に係る共通経費は除く。
- ② 予算事業である達成手段については、行政事業レビューにおける事業単位で、全て記入するとともに、事業名は、行政事業レビューシートの事業名を記入する。
- ③ 非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、特に有力な達成手段と認められるものを記入する。
- ④ 達成手段が複数の施策に関係する場合には、関係する他の施策について上記2で付した事前分析表右上の番号を括弧書きで記入する。
例：「関連：6 - (I-1-2)」
- ⑤ 達成手段がない施策については、「達成手段」欄には「-」を記入する。
- ⑥ 新工程表に記載されているK P Iに関連する場合は、別紙1-1の記載例に倣いその旨記載する。
- ⑦ 達成手段は開始年度順に記載することとし、令和6年度開始事業についても各達成手段欄の一番下に記載する。

25 「予算額」欄には、達成手段のうち予算事業について、当初予算、補正予算、繰越し等（前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等のネット合計額。以下同じ。）の合計（一般会計、特別会計を問わない。）を記入する。この際、「令和4年度」及び「令和5年度」の上欄には上記のネットの予算額、下欄には執行額を記入する。なお、予算事業以外の達成手段については、記入を要しない。

26 「令和6年度予算額」欄には、当該達成手段のうち予算事業について、当初予算、補正予算、繰越し等の合計（一般会計、特別会計を問わない。）を記入する。この場合の補正予算、繰越し等の範囲については、令和6年度事前分析表の公表時期を踏まえて別途指示する。なお、予算事業以外の達成手段については、記入を要しない。

27 「関連する指標」欄には、達成手段に関連している測定指標について、「測定指標」欄に記入した算用数字番号を記入する。達成すべき目標に直接関連付けている場合等については、「-」を記入するものとする。

28 「達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等」欄には、達成手段の概要を記入するとともに、達成手段を実施することが上位施策の達成すべき目標の達成又は測定指標の推移にどのように寄与するのかについて記入する。また、新工程表に記載されているK P Iに関連する場合は、別紙1-1の記載例に倣いその旨記載する。

29 「令和6年度行政事業レビュー事業番号」欄には、達成手段に係る令和6年度行政事業レビュー事業番号を記入する。

なお、非予算関連の規制（法律）、租税特別措置等の達成手段については、「－」を記入する。

30 「施策の予算額（千円）」欄は、令和6年度行政事業レビューにおける事業以外のものも含め、一般会計、特別会計を問わず評価対象とした施策目標ごとの合計額（※8）を千円単位で記載する。なお、執行額は下欄の「施策の執行額（千円）」に記載する。

31 「政策評価実施予定時期」欄には、第5期基本計画期間（令和4年度から令和8年度）内に実績評価を実施する（実施した）評価時期及び次回の実績評価予定時期が判明している場合は当該予定時期を記載し、判明していない場合は「令和4年度から令和8年度の間1回以上」と記載する。

32 「施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）」欄には、施政方針演説や閣議決定等で示されたものなど、評価対象とした施策目標に係る内閣としての重要政策の主なものについて、施政方針演説等の名称、年月日（国会会期）及び関係部分の抜粋を記載する。

また、記載する重要施策は原則として令和6年度及び前年度（令和5年度）に公表されたものとする。

なお、記載に当たって分量が多くなり過ぎる場合には、施政方針演説、閣議決定等のどこに記載があるのか具体的に特定できる形で記載する（例えば、記載箇所の章又は節の番号を記載するなど）。

以 上

(別紙)

評価書の概要(ロジックモデル部分)のチェックポイント

～具体的な改善事例の検証～

厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付
政策立案・評価担当参事官室

【事例1】現状分析で施策目標を取り巻く状況をデータにより明確化

基本目標X：高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること

施策大目標1：老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

施策目標1：国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること

現状(背景)

1. 平成28年年金改革法【平成30年4月等施行】

・制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し次の措置を講じた。

① マクロ経済スライドについて、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整【平成30年4月施行】

② 賃金・物価スライドについて、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底【令和3年4月施行】

2. 受給資格期間短縮法【平成29年8月1日施行】

・無年金者をできるだけ救済すると同時に、納付した年金保険料を極力給付に結びつける観点から、受給資格期間を25年から10年へ短縮。

3. 年金生活者支援給付金の支給に関する法律

【令和元年10月1日施行】

・令和元年10月の消費税率の10パーセントへの引上げ時に合わせて、年金を含めても所得が低く、経済的な支援を必要としている者に対し、年金に上乘せして支給するものとした。

4. 令和2年年金改正法【令和4年4月1日等施行】

・より多くの人々がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、主に次の措置を講じた。

- ① 被用者保険の適用拡大【令和4年10月1日・令和6年10月1日施行】
 - ・短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件を段階的に引き下げ(500人超→100人超→50人超)等
- ② 在職中の年金受給の在り方の見直し【令和4年4月1日施行】
 - ・在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定等

5. 国民年金保険料の収納対策

・令和3年度の最終収納率(令和元年度分保険料)は78.0%(対前年度比0.8ポイント増)。同年度の現年度納付率(令和3年度分保険料)は73.9%(対前年度比2.4ポイント増)。いずれも上昇傾向。

・収納対策として、①納付チャネルの多様化、②情報連携により所得情報を活用するなど未納者の属性に応じた収納対策、③効果的かつ効率的な納付督促の実施を行っている。

6. 厚生年金保険の適用促進に係る取組

・国税源泉徴収義務者情報、法人登記簿情報等を活用した加入指導により、104,225事業所を適用。

課題 1

持続可能な公的年金制度等を構築すること

達成目標1

公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する

課題 2

公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の業務を正確・確実・迅速に行うこと

達成目標2

公的年金制度の適切な事業運営を図る

【チェックポイント】

【現状の分析は適切にできているか】

① 現状分析とは、制度概要や現行の取組内容のみを記載することではなく、当該施策を取り巻く現状について様々な角度からデータを使い読み取れる傾向等を示すことである。

② 現状分析が制度概要や現行の取組内容の記載だけにとどまると、当該施策について、現時点で何か課題となっているのかを具体的に把握することが困難となり、課題設定ひいては達成目標の記載が抽象的なものにとどまってしまう。結果として、達成目標が施策目標とほぼ同様の内容になるおそれがある。

➡ 枠内部分の赤字部分と課題及び達成目標(達成目標1は施策目標の前半部分、達成目標2は施策目標の後半部分とほぼ同一)の修正を検討してはどうか。

【事例2】適切な現状分析と現状分析を踏まえた具体的な課題の設定

基本目標Ⅲ：働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標1：労働条件の確保・改善を図ること

施策目標1：労働条件の確保・改善を図ること

現状(背景)

1. 労働基準関係法令等に関する相談対応・指導による法定労働条件の履行確保

- ・ 全ての人が安心して安全で快適に働くことができるよう、法定労働条件の確保が必要であるところ、労働基準関係法令が遵守されていない実態がみられる。(R3年では83,212事業場が違反。)
- ・ 長時間労働を是正するため、H30年の働き方改革関連法にて労働基準法が改正され、時間外労働の上限規制等が設けられた。大企業にはH31年4月から、中小企業にはR2年4月から適用されており、その定着を図る必要がある。
- ・ また、R5年4月からは中小企業の月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられ、R6年4月からは適用猶予業種に対する時間外労働の上限規制が適用されるため、労働基準関係法令等の遵守に向けた取組が一層求められる。

課題1

労働基準関係法令等の遵守が求められるなか、労働時間その他の労働条件が適正に確保されていない労働者が存在する

達成目標1

労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働条件の確保を図る

2. 最低賃金制度に関する周知及び履行確保

- ・ 最低賃金制度や改定された最低賃金額の周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を実施。
- ・ R3年度の監督実施事業場は14,965事業場、最賃支払義務違反率は10.7%であり、違反事業場の認識状況は以下のとおり、
 - ①適用される最低賃金額を知っている:56.2%
 - ②金額は知らないが最低賃金が適用されることを知っている:36.7%
 - ③最低賃金が適用されることを知らない:7.1%

課題2

最低賃金制度や設定された最低賃金額の周知とその履行確保

達成目標2

最低賃金制度や設定された最低賃金額の周知とその履行確保

【チェックポイント】

〔現状の分析は適切にできているか〕

- ① 達成目標⇒課題⇒現状の順番に考えるの(達成目標ありき)ではなく、当該施策を取り巻く現状についての客観的分析が必要。そのため、様々な角度からのデータにより現状を示すことが重要。具体的には、**単年度の総数を示すだけでなく、別添資料として、複数年度にわたる傾向を示すとともに、総数の内訳(企業規模別、産業別、違反類型別、相談内容別等)**を示すことにより、**現状(傾向等)をより正確に示すことが考えられる。**

➡ **枠囲部分の赤字部分の修正を検討してはどうか。**

- ② スペースに制約があるため、**制度概要や現行の取組は別紙**とし、現状としては、上記①のように施策目標についての現状をデータにより示すことを優先する。なお、経年変化や内数表記等のデータの詳細は別紙とし、**現状分析としては、各種データから読み取れる傾向等を記載することが望ましい。**

〔現状を踏まえた課題設定となっているか〕

- ③ **課題と達成目標がほぼ同一になっている場合は、現状を踏まえた適切な課題設定となっていない可能性が高い。**この場合は、現状分析を上記①の観点から再度実施し、現状分析の結果を踏まえて、具体的かつ要素ごとに分解して課題設定することが考えられる。

➡ **課題2及び達成目標2をそれぞれ以下のように修正した。**

課題2 最低賃金法の遵守が求められる中、最低賃金が適正に確保されていない労働者が存在する

達成目標2 最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る

【事例3】現状・課題を踏まえた達成目標の設定

基本目標VI：労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標1：経済社会の変化を踏まえ、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、労働者の継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をする事

施策目標3：技能実習制度の適正な運営を推進すること

現状(背景)

1. 技能実習生の増加

- 技能実習生数は、令和元年までは増加を続けていたが、令和2年及び令和3年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、対前年比減となり、令和3年時点では約27.6万人。

(参考)平成22年改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与される

2. 技能実習生への相談・援助

- 外国人技能実習機構や労働局では、技能実習生への相談等を行っている。
- 令和2年度に外国人技能実習機構の母国語相談に寄せられた相談の件数は13,353件(7,452件)。
- 内容は「管理に関する事」が3,210件(1,673件)、「賃金・時間外労働等の労働条件に関する事」が2,291件(1,320件)となっている。

3. 労働関係法令違反等の遵守の徹底

- 入管法令及び労働関係法令違反等の不適切な事案は、関係機関とともに必要な対応を行い、違反の様態に応じて許可の取消等の行政処分等を行う。
- 外国人技能実習機構による実地検査で技能実習法違反が認められたものは、改善に向けた指導を行うとともに、改善状況を確認。
- 労働局でも実習実施機関に対する監督指導等を実施。

課題1

- 技能実習制度については、人権侵害や労働関係法令違反の存在が指摘されている。
- 受入れ企業における労働関係法令の遵守の徹底を図ること等により、適正な運用の確保に努める必要。
- 技能実習の適切な実施や技能実習生の保護を図り、もって開発途上地域等への技能移転を通じた国際協力を推進する必要。**

達成目標1

外国人技能実習制度の適正な運営の推進

【チェックポイント】

【課題を踏まえた達成目標となっているか(個々の課題に対応した達成目標を設定できているか)】

- ① **施策目標と達成目標がほぼ同じ文言になってしまっている。**現状分析を通じて複数の課題が浮かび上がってきた場合には、個々の課題に即して達成目標を設定することで、施策目標のブレイクダウンを適切に行うべきである。

➡ **達成目標1として「実習実施者における労働関係法令の遵守など適正な運用の確保」、達成目標2として「技能実習計画の認定に基づく技能実習の円滑かつ効果的な実施等」と、達成目標を2つに分割した。**

【現状を踏まえた課題設定となっているか(現状⇒課題の論理的整合性)】

- ② 現状部分は技能実習生の増加や、相談件数等に関するデータが経年的に記載(現状に対応するデータの添付を含む。)されており、適切に現状分析がなされている。現状分析を踏まえた、課題設定の1ポツ及び2ポツは妥当だが、3ポツは制度目的ではあるが、現状に対応する記載がないため唐突な印象がある。

➡ **技能実習計画に認定要件の1つとして課題1の3ポツの要素も含まれるため、新設した達成目標2に含まれるものであることを明記した上で、関連する指標を設定した。**

【事例4】現状を踏まえた、具体的な課題及び達成目標の設定

基本目標Ⅷ： ナショナル・ミニマムを保護し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること

施策大目標2： 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること

施策目標1： **福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること**

現状(背景)

1. 人手不足の現状

- ・ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業計より高い水準で推移。
- ・ なお、介護関係職種の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、特に都市部で高い。
- ・ 第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、令和5年度末までに約233万人、令和7年度末までに約243万人の介護職員の確保が必要。

課題 1

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護施設の負担が増加する中で、介護人材不足が依然として深刻

達成目標 1

介護人材の必要数確保に向けた**総合的な介護人材確保対策の実施**

2. 介護職員の現状

- ・ 平均年齢・勤続年数に違いがあり、単純な比較はできないが、介護職員の平均賃金の水準は産業計に比べ低い傾向。なお、介護職員の平均勤続年数は、産業計と比較すると30歳までは概ね変わらないが、35歳以上では産業計を下回っている。
- ・ 介護職員の離職率は、低下傾向にあり、令和元年に初めて15.4%と産業計の15.6%を下回り、令和2年度には14.9%とさらに低下している。
- ・ 介護職員の平均年齢は年々上昇しており、介護職員の年齢構成は、介護職員(施設等)については30~59歳、訪問介護員については40~59歳が主流となっている。訪問介護員においては、60歳以上が1/3以上を占めている。

達成目標 2

外国人介護人材の活用の適切な推進

3. 介護分野の特定技能外国人の受入状況

- ・ これまでの特定技能外国人の在留者数の推移を見ると、令和2年3月末の在留者数は56人、令和3年3月末の在留者数は1,705人、令和4年3月末の在留者数は7,019人と増加傾向にある。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症の影響により停止されていた外国人の新規入国が、令和4年3月から再開したことから、今後、外国人介護人材の増加が見込まれる。

課題 2

- ① 外国人介護人材が安心して国内の介護現場で就労・定着できる環境整備
- ② 介護分野の特定技能外国人材が大都市圏その他の特定の地域に集中して就労しないよう必要な措置

課題 3

障害福祉サービス等従事者を含む関係職種人手不足の深刻化

達成目標 3

障害福祉人材の確保・定着に向けた**処遇改善**

【チェックポイント】

【現状⇒課題⇒達成目標と進むにつれて記載内容の抽象度が増していないか】

- ① 現状で様々な角度から分析した結果を踏まえ、カテゴリごとに課題を具体的に把握し、当該課題を解決するために具体的に何を指すかを記載するのが達成目標である。しかし、現状分析を適切に実施できていても、課題を包括的に記載してしまうと、達成目標も包括的なものとなってしまう、結果として課題や達成目標と測定指標の関係性が不明確なものが増える場合が多い。

現状分析の1~4はデータを用いて具体的に記載できている。一方で、課題設定、達成目標の設定に進むに従い、抽象度が増しており、修正を検討してはどうか。

(例1)○○○に向けて総合的な○○対策を実施する

⇒ 現状分析の結果を踏まえ、より具体的な課題設定を行うことで、総合的な対策に含まれる内容を複数の要素にブレイクダウンしたような達成目標を設定する。

(例2)○○○の適切な推進

⇒ 「○○○の適切な推進」に関して、現状分析の結果どのような課題が浮かび上がってきたのかを課題欄に具体的に記載する。その上で、「○○○の適切な推進」に向け、現時点で把握された課題を解消するためにどのようなことが必要となるのか(「○○○の適切な推進」のブレイクダウン)を達成目標とする。

【事例5】現状⇒課題⇒達成目標⇒測定指標に至る論理的整合性の確保

基本目標1：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標2：必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

施策目標1：今後の医療需要に見合った医療従事者を質・量両面にわたり確保するとともに、医師等の偏在対策を推進すること

現状(背景)

3. 看護職員等の確保

都道府県別でみた場合、看護職員不足となる地域と供給が需要を上回ると推計される地域がある。

・領域別偏在については、今後、訪問看護や介護分野における看護ニーズが増加する一方で、供給が不足する見込み。

課題2

・看護職員の総数不足への対応策だけでなく、地域偏在や、病棟から訪問看護・介護領域への移行の必要といった領域偏在への対応。

達成目標2

看護職員及び歯科衛生士の量的確保

【測定指標】

太字・下線が主要な指標

4 就業看護職員数(アウトカム)

5 就業歯科衛生士数(アウトカム)

4. 医療従事者の質の確保

【医師】・医師臨床研修制度の見直し(2020年度研修から適用)

課題3

・今後必要とされる医療ニーズに適合できる医師・歯科医師の養成。

・継続的な資質向上と専門分野における質の高い看護職員の育成。

達成目標3

① 臨床研修の充実による質の高い医師及び歯科医師の養成

② 看護職員の資質の向上に係る研修の推進

6 研修医の満足度調査(アウトカム)

7 研修歯科医の満足度調査(アウトカム)

8 新人看護職員がいる病院における新人看護職員研修を実施している病院の割合(アウトプット)

【看護職員】

・看護職員の資質向上を図り、質の高い看護サービスを提供できる体制整備

課題4

・多職種・多機関が連携して関わるドクターヘリの安全運航のための取組を進める必要

達成目標4

ドクターヘリで救急医療を提供できる医師・看護師等の養成

※ 10～12は参考指標

9 ドクターヘリ従事者研修の満足度調査(アウトカム)

10 ドクターヘリ導入機数(アウトプット)

11 ドクターヘリ年間受託件数(アウトプット)

12 ドクターヘリ従事者研修の受講者数(アウトプット)

【チェックポイント】

【現状及び課題を踏まえた達成目標となっているか(達成目標が唐突に設定されていないか)】

① 「3. 看護職員等の確保」について、現状と対応する課題2には、看護職員の領域別偏在が記載されているが、達成目標2には量的確保のみを記載。そのため、指標としても、量的確保に関する指標(指標4)のみが設定されている。⇒ 達成目標2に「看護職員の領域偏在の是正」を追記し、関連する指標を追加した。

② 3. 看護職員等の確保について、現状と対応する課題2には、歯科衛生士に関する記載はなく、達成目標2(及び指標5)で唐突に記載。⇒ 現状及び課題に歯科衛生士に関する記載を追記した。

【課題を踏まえた達成目標の進捗度合いを測るための指標が過不足なく設定されているか】

③ 課題3の2ポイントを踏まえ、達成目標3の②が設定されている部分までは適切だが、設定された指標は、新人看護職員研修の実施割合(指標8)のみであり、「継続的な資質の向上」という課題を踏まえた達成目標に対応していない。⇒ 測定指標を追加した。

【現状を踏まえた課題設定となっているか】

④ 課題4でドクターヘリの安全運航が記載されているが、対応する現状分析がないため唐突な印象がある。一方で、課題を踏まえた達成目標の設定は適切。⇒ ドクターヘリで救急医療を提供できる医師・看護師等の養成は、「医療従事者の質の確保」に含まれるため、達成目標3の要素の一部とした。

概要（事前分析表のポイント）

施策目標 ●－●－●

○○○○○○○○○○

確認すべき主な事項（事前分析表）

背景・課題について

1

施策目標の実現に向けて、どのような課題があるかを過不足なく記載できているか。

（注1）課題の分析に漏れがあると、その後が続く、達成目標の設定が不十分となる可能性あり。

達成目標について

2

課題に対応した達成目標を設定できているか。

3

施策目標の実現に向け、適切にブレイクダウンできているか、抽象的なものとなっていないか。

（注2）達成目標に含まれる内容が多すぎる場合は、適宜分割をすることも要検討。

測定指標、参考指標について

4

達成目標の進捗度合いを測定する指標として、合理的な指標が設定されているか（達成目標と測定指標の関係性は明確か）。

5

測定指標はアウトプットとアウトカムの双方が設定されているか。

（注3）最終的なアウトカムだけでなく、アウトプットと直接的な関係性のある短期的なアウトカムや、最終的なアウトカムを実現するための中期的なアウトカムを設定することが望ましい。

6

測定指標のうち「主要な指標」とそれ以外の指標が区分されているか。また、「主要な指標」とする理由は明確で、適切に選定されているか。

7

当該年度の目標値が記載されているか。

8

目標値は過年度実績や最終目標年度の目標値を踏まえ、適切な水準に設定されているか。

9

目標値を設定することは困難だが、実績値を経年的に把握することで、評価の参考となる情報について、参考指標として設定されているか。

達成手段について

10

測定指標と関連する達成手段数が0となっていないか。

11

達成目標と関連する達成手段が多数になっているなど、達成目標と達成手段との関係が複雑な構造となっていないか。（注2）参照

【概要】令和●年度事前分析表（施策目標●-●-●）

基本目標●：○○○○○○○

施策大目標●：○○○○○○○

施策目標●：○○○○○○○

現状(背景)

1. ……

2. ……

3. ……



課題1

……



達成目標1

……



【測定指標】

- 1 ……
- 2 ……
- 3 ……



課題2

……



達成目標2

……



【測定指標】

- 1 ……
- 2 ……
- 3 ……



課題3

……



達成目標3

……



【測定指標】

- 1 ……
- 2 ……
- 3 ……

概要(事前分析表のポイント)

施策目標VI-2-1

若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること

基本目標VI: 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標2: 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること

施策目標1: 若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること

現状(背景)

- 1. 若年無業者数(15~34歳)の高止まり
■ 若年無業者数の推移
- 2. 就職氷河期世代の中心層(35~44歳)の無業者数の高止まり
■ 無業者数の推移
- 3. 高校中退者等の就業状況
■ 卒業者と比較して非正規雇用や無業となる割合
- 4. 新規学卒就職者の離職状況
■ 卒業後3年以内の離職割合
■ 地域若者サポートステーション(サポステ)利用による就職者の定着状況

課題1

就職希望のある若年者等の就職支援

課題2

働く意欲が弱い方に対する福祉機関等と連携したアウトリーチ

課題3

就職先への定着支援、より良い処遇に向けたステップアップ支援

達成目標1

サポステ事業で若年無業者等の職業的自立に向けた支援の実施により、より多くの若者等を就労につなげる

達成目標2

サポステ事業で支援を受けた者の就職後の定着・ステップアップの推進

【測定指標】

- 1 サポステにおける就職等進路決定者数(アウトカム)
- 2 サポステにおける就職等率(アウトカム)
- 3 サポステによる支援を受けた者の満足度(アウトカム)

- 4 サポステにおける定着・ステップアップ支援を受けた者のうち、就職後6か月経過時点の就労者割合(アウトカム)

＜概要（事前分析表のポイント）様式の記載要領＞

- 本記載要領は、令和6年度に作成する事前分析表のうち、令和8年度に実績評価を行うため、令和6年度に開催する政策評価に関する有識者会議ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）において審議を行う施策目標に係る事前分析表の作成を前提とし、その概要の様式の記載に当たっての標準的な考え方を示したものである。
 - 事前分析表の概要を作成する意義は、以下に示す点にある。
 - ・ 現状（背景）把握、課題設定、達成目標の設定、測定指標の設定までの流れを図示し、達成目標や測定指標を設定するまでのプロセス（因果関係）を明らかにすること
 - ・ ワーキンググループにおける議論の効率化を図ること
 - ・ 国民にとってわかりやすい資料を示し行政の説明責任を徹底すること
- 1 表紙には、事前分析表の施策目標番号及び施策目標名を記載する。
 - 2 様式の冒頭には、事前分析表を作成した施策目標について、政策体系における基本目標、施策大目標、施策目標の順に記載し、施策目標部分は赤字にする。
 - 3 事前分析表の「施策の概要」欄に記載した内容や、達成手段に記載した各事業のうち予算額が多い事業（※1）については、既存の資料を概要に別紙として添付する。
 - ※1 各達成目標につき、令和6年度予算額の多い事業（5事業以内を目途）
 - 4 「現状（背景）」部分には、施策目標を実施する上で、どのような現状があるのかを可能な限りデータを用いて明らかにする。そのため、概要には、現状把握に資するデータの項目のみを簡潔に記載し、各データの詳細は概要に別紙として添付する。
 - 5 事前分析表の「施策実現のための背景・課題」欄（以下「背景・課題」欄という。）に記載した内容について、簡潔にそのポイントを「課題」として記載する。事前分析表の「背景・課題」欄で記載した課題数と概要に記載する課題数を揃える。また、記載する課題は、4に記載のどの現状（背景）に対応するのかを明らかにする。
 - 6 事前分析表の「各課題に対応した達成目標」欄（以下「達成目標」欄という。）に記載した内容について、ポイントを「達成目標」として簡潔に記載する。事前分析表の「達成目標」欄で記載した達成目標数と概要に記載する達成目標数を揃

える。また、記載する達成目標は、5で記載のどの課題に対応するのかを明らかにする。

- 7 事前分析表の「測定指標」欄に記載した測定指標を達成目標単位で記載する。その際、内容が分かる範囲で可能な限り簡潔に測定指標名を記載する。すなわち、事前分析表の「測定指標」欄に記載した測定指標名をそのまま転記する必要はない。ただし、記載順（測定指標1、測定指標2等）については、事前分析表と揃える。
- 8 測定指標は、当該指標がアウトプットかアウトカムかを括弧書きで明記するとともに、測定指標のうち、主要な指標は太字及び下線を付す。
- 9 参考指標として設定している指標は、測定指標とは別に記載、どの達成目標に關係する参考指標であるか明らかになるよう、記載位置に留意する。
- 10 各測定指標の過年度の実績値や目標値は概要に記載しない。また、測定指標の選定理由及び目標値の水準の設定理由についても概要には記載しない。
- 11 事前分析表及びその概要の作成に当たり、留意すべき事項を「確認すべき主要事項（事前分析表）」にまとめてあるため、これを参考に事前分析表及びその概要を作成する。
- 12 概要は1枚に収めることを原則とする。やむをえない事情により1枚に収まらない場合は2枚目に続けることを妨げないが、4に記載のとおり現状（背景）については別紙とすること等により、極力簡潔な記載とする。

以 上

【参考】指標4	実績値							
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			

※ 平成4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)
	総合判定	(判定結果)
		(判定理由)
	施策の分析	(有効性の評価)
		(効率性の評価)
		(現状分析)
次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)	

参考・関連資料等	
----------	--

担当部局名		作成責任者名		政策評価実施時期	
-------	--	--------	--	----------	--

実績評価書様式

【別紙1-5】

令和5年度事前分析表の内容をもとに記載してください。

(厚生労働省5(I-1-1))

施策目標名	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること(施策目標 I-1-1)						
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施している。 ・～～すること						
施策を取り巻く現状	〇〇の利用者は、●●を背景に近年減少傾向にある。						
施策実現のための課題	1	現在、〇〇が～～な状況にあり、△△が課題となっている。					
	2						
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	〇〇の推進			△△を解決するためには、～～をする必要があるため		
	目標2 (課題2)						
施策の予算額・執行額等	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)					/
		補正予算(b)					
		繰越し等(c)					
		合計(a+b+c)					
	執行額(千円、d)						
執行率(%、d/(a+b+c))							
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	施政方針演説(〇〇総理)		平成〇年〇月〇日		医療崩壊を食い止め、地域で安心して医療を受けられる体制を確保する決意を表明		

達成目標1について		(達成目標1の記載を転記する)								
測定指標	指標1 〇〇調査における△△率 【〇〇調査】	指標の選定理由	少子高齢化が進行し、75歳以上人口は●●年には●●万人に達すると推計されている。このような中で、……を確保するためには、●●の割合を向上させる必要があるため、指標として選定した。 なお、本指標は〇〇調査(毎年度実施)の調査結果を用いている。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和〇年度までに●%とすることを目標とし、基準値である△年度実績値の▲%との差分を均等割りして、平成29年度以降の目標値を設定している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		△年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	〇年度	※1 ○	※2 ○
		▲%	○%	○%	○%	○%	○%	●%		
		○%	○%	○%	○%	○%				
	指標2 …における…の割合 【〇〇調査】	指標の選定理由								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値								
	〇年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	〇年度			
年度ごとの目標値										

達成目標2について		(達成目標2の記載を転記する)							
測定指標	指標3 …における…の割合 【〇〇調査】	指標の選定理由							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標
		年度ごとの実績値							
	〇年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	〇年度		
年度ごとの目標値	/								
【参考】指標4	実績値								
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			

※ 平成4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	厚生労働省政策評価に関する有識者会議〇〇ワーキンググループ(令和〇年〇月〇日開催)で議論いただいたところ、「……」、「……」といった意見が出されたが、評価書の修正に繋がる指摘はなかった。 (議論いただき、…というご指摘を受け、〇〇〇の点についての評価を見直した。) ※3
-----------------	--

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】 ※4	
	総合判定	(判定結果) B【目標達成に向けて進展あり】 ※5 (判定理由) <ul style="list-style-type: none"> 指標1の〇〇調査における△△率は、〇〇の取組開始後順調に増加し、令和元年度に目標値であった〇%を既に達成した。 指標2の〇〇割合については、統計学的な有意な減少はなく、引き続き対策が必要である。 指標3の〇〇割合については、基準年(ベースライン)から比較すると増加or減少傾向であり、目標達成に向けて進展があると評価した。 以上より、主要な指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な指標である〇〇については実績値が改善しており、現行の取組を継続した場合、△△の目標年度である令和〇年度に目標達成が可能であるとして、判定結果は③に区分されるものとしてBとした。 	
	施策の分析	(有効性の評価)	<ul style="list-style-type: none"> 指標1については、△△であったことから～～の実施は有効に機能していると評価できる。 指標2については、… 指標3については、… 測定指標ではないものの、参考指標4について、××であったことも踏まえると、……と評価できる。
		(効率性の評価)	<ul style="list-style-type: none"> 指標1については、〇年度以降予算額を〇億円削減している中で、毎年度目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。 指標2については、… 指標3については、…
		(現状分析)	<ul style="list-style-type: none"> 指標1については、令和元年度の実績値は〇〇であり、令和4年度に××という目標を既に達成している。今後は、取組の更なる進展に向け、対象範囲を拡大し、目標値を引き上げることとする。 指標2については、〇〇の割合については、平成27年度～令和元年度までの期間においては、ほとんど変化がみられず、その目標達成に向けて今後は、××取り組むこと等により、引き続き〇〇の割合の増加or減少に向けた施策を進めていく必要がある。 指標3については、平成〇年度のベースライン値から比較すると順調に改善しており、令和〇年度に××という目標に向け取組みが着実に進展している。
次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) ※6 <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、目標値を早期に達成したことから、更なる〇〇を目指し、目標水準の引上げを図るとともに、〇〇の観点からの評価をするため、新たに△△を指標として追加する予定である。 指標2については、目標年度における目標値の達成に向け、今後は……といった新たな手法も活用した取組により一層の目標達成のための取組を実施していく。 指標3については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。 		

参考・関連資料等	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: ○○決定 URL: ○○調査(指標1~3関係) URL: 関連事業の行政事業レビューシート URL: 租税特別措置に関する政策評価書「...」 URL: 厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL: 厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL:
----------	--

担当部局名	○○局	作成責任者名	○○課長 ○○ ○○	政策評価実施時期	令和○年○月
-------	-----	--------	---------------	----------	--------

以下のア～ウのいずれかに当てはまるものを「主要な指標」とし、○を記載してください。

- ※1 ア 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
- イ 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
- ウ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

令和5年度の実績値の達成状況に応じて、指標毎に以下の4区分により判定してください。

- ※2 「◎」(目標を大幅に上回る): 目標値に対する達成度合いが120%以上
- 「○」(達成): 目標値に対する達成度合いが100%以上
- 「△」(概ね達成): 目標値に対する達成度合いが80%以上100%未満
- 「×」(未達成): 目標値に対する達成度合いが80%未満
- 「-」(判定不能): 当該年度の実績値がない場合等
- (注) 評価書作成時点で実績値が出ていない場合でも、速報値等見込みの数値で判定してください。

※3 「学識経験を有する者の知見の活用」欄については、有識者会議WGで議論されるまで空欄で結構です。

※4 測定指標ごとの達成状況(○と△の数等)に応じて、記載要領19の①～⑤の各行政機関共通区分を記載してください。判定に係るフローチャートを作成していますので参照してください。

※5 目標達成度合いの測定結果①～⑤に、その他の要因(外部要因等)を加えた施策目標の総合的な評価の判定結果を記載要領20のA～Cの区分により記載してください。

※6 「施策及び測定指標の見直し」については、記載要領22の「施策の反映に向けた方向性」に留意して記載してください。なお、行政事業レビューとの連携状況についても、可能な範囲で具体的な内容を記載してください。

＜実績評価書様式の記載要領＞

※ 本記載要領は、令和 5 年度に実施された政策体系の施策目標（実績評価方式により評価をするものに限る。）に係る実績評価書の作成を前提とし、様式の記載に当たっての標準的な考え方を示したものである。

1 実績評価書は施策目標単位で作成し、様式の各欄には数行程度の簡潔で分かりやすい文章で記載すること。なお、表記は「である」調で、年号は和暦で統一すること。

2 評価書の欄外右上に記載した「厚生労働省 5」に続く（ ）内には、令和 5 年度事前分析表の該当する政策体系番号を記載する。

例：「厚生労働省 5（I-1-1）」

3 「施策目標名」欄には、評価対象とした施策目標を、令和 5 年度事前分析表のとおり、記載するとともに、（ ）内に上記 2 の政策体系番号を記載する。

例：日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること（施策目標 I-1-1）

4 「施策の概要」欄には、令和 5 年度事前分析表における「施策の概要」欄の記述を基本とし、評価対象とした施策目標が理解しやすいように、実施された個々の施策（事務事業）の目的、目標について記載する。

5 「施策を取り巻く現状」、「施策実現のための課題」欄には、令和 5 年度事前分析表における「施策を取り巻く現状」、「施策実現のための課題」欄の記述を基本とする。「施策実現のための課題」欄には、施策を実現するために解決すべき問題点（課題）について記載する。課題ごとに 1 から始まる算用数字番号を順次付し、別々に記載する。

6 「各課題に対応した達成目標」欄には、令和 5 年度事前分析表における「各課題に対応した達成目標」欄の記述を基本とし、5 で記載した各課題を解決するための対応策（達成目標（※1））について、課題ごとに設定し記載する。また、目標の設定理由欄については、課題と達成目標の因果関係が明確になる記載とすること。

※1 施策目標をより細かくブレイクダウンしたものを想定している。

7 「施策の予算額・執行額等」欄は、以下のとおりとする。

- ① 一般会計、特別会計を問わず評価対象とした施策目標ごとの合計額を、直近 5 か年分（令和 2 年度から令和 6 年度分）記載する。
- ② 移替え経費については、予算計上所管部局にて把握・記載する。
- ③ 「繰越し等 (c)」欄には、前年度繰越し、翌年度繰越しのほか、移流用増減、予備費での措置等の合計額をネット（正味）で記載する。
- ④ 複数施策に関連する予算額・執行額については、＜＞外書きにて記載する。

⑤ 前年度分（令和5年度分）の「繰越し等（c）」欄、「合計（a+b+c）」欄及び「執行額（千円）」欄についての記載は任意とする。

8 「施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）」欄には、施政方針演説や閣議決定等で示されたものなど、評価対象とした施策目標に係る内閣としての重要政策の主なものについて、施政方針演説等の名称、年月日（国会会期）及び関係部分の抜粋を記載する。

なお、記載に当たって分量が多くなり過ぎる場合には、施政方針演説、閣議決定等のどこに記載があるのか具体的に特定できる形で記載する（例えば、記載箇所の章又は節の番号を記載するなど）。

9 「測定指標」欄には、令和5年度事前分析表における「測定指標」を記載し、1から始まる算用数字番号を順次付す。

本欄には、原則として、達成すべき水準が数値化されている測定指標を記載する。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可とするが、達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記載するものとする（例えば、施策目標の特性により、前述の記載が困難な場合、「施策の進捗状況（実績）」欄に、測定指標に係る施策について各年度の進捗状況などを記載するなどの対応を行うことなど）。

なお、施策目標の特性により、単年度で目標（目標値）を設定している場合には、それに対応した形で記載することも可とする。

10 「測定指標」欄中、「指標の選定理由」及び「目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄には、令和5年度事前分析表における「測定指標の選定理由」及び「目標値（水準・目標年度）の設定の根拠」欄の記載を基本とし、当該測定指標を選定した理由及び目標値の設定根拠について、施策目標達成との関係性が明らかとなるよう記載する。

実績値が「%」で示される指標については、算出式及び実数を本欄に記載する（※1）。

※1 例えば、「〇〇講習の受講者を対象としたアンケートによる理解度」を測定指標とした場合に、当該理解度の計算方法、分母及び分子の人数を記載する。

11 「測定指標」欄中、「基準値」欄には、令和5年度事前分析表における「測定指標」欄中の「基準値」及び「基準年度」を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。

12 「測定指標」欄中、「目標値」欄には、令和5年度事前分析表における「測定指標」欄中の「目標値」及び「目標年度」を記載する。定性的な測定指標を用いる場合には、それに対応した記載の仕方を適宜工夫するものとする。

13 「測定指標」欄中、「年度ごとの目標値」欄及び「年度ごとの実績値」欄には、令和4年度事前分析表における「測定指標」の、直近5か年分（平成元年度から令和5年度分）の目標値及び実績値を記載する。

なお、目標値の設定なくして、実績値の評価は不可能であることから、目標値を可能な限り毎年度設定する（※2）。

※2 他計画等で最終年度及び最終目標値だけ定められている場合には、例えば、基準年度又は直近年度の実績値との差分について、均等割りする又は過去のトレンドを踏まえた方法で按分する等によって、目安となる値を設定するもの。

14 「測定指標」欄中、「【参考】指標」欄には、令和5年度事前分析表における「測定指標」欄中の「(参考)測定指標」を記載する。

本欄には、当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準の測定指標としては適さないが、施策の実施状況や施策をとりまく状況の変化を把握するために有益であると思われる指標がある場合に記載する。

15 「測定指標」欄中、「主要な指標」欄には、

所管課において、以下のア～ウのいずれかに当てはまると思料される場合、「○」を記載する。

ア 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの

イ 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの

ウ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

16 「測定指標」欄中、「達成」欄には、事前分析表における「測定指標」ごとの目標の達成状況に応じて、以下の4区分による判定を記載する（※3）。

「◎」：目標を大幅に上回る（目標値に対する達成度合いが120%以上の場合を基本とする。）

「○」：達成（目標値に対する達成度合いが100%以上の場合を基本とする。）

「△」：概ね達成（目標値に対する達成度合いが80%以上100%未満の場合を基本とする。）

「×」：未達成（目標値に対する達成度合いが80%未満の場合を基本とする。）

「－」：判定不能（当該年度の実績値が無い場合等）

※3 当該年度の実績値が集計中の場合には、速報値や見込み値、過去の増減傾向等を踏まえて達成状況を判定し、この場合には括弧書きで判定結果を記載する。

17 測定指標ごとの目標の達成状況の判定に際して、目標値が「前年度以上」又は「前年度以下」となっている場合には、当該年度の実績値が目標値である前年度実績以上又は前年度実績以下となった場合であっても、過年度のトレンドとして、上伸ばすべきものが低減傾向にある等の場合には、当該年度の目標値と実績値の比較のみで達成状況を判断するのではなく、過年度からの推移を踏まえて判定すること（※4）。

※4 例えば、測定指標が「〇〇活動実績事業数」で、目標値が「毎年度：前年度以上」となっている場合、令和5年度の実績値が令和4年度の実績値を上回ったとしても、過年度からの傾向として、減少傾向にある場合は、本来その数値を上伸ばせることが目標となっている点を踏まえると、「達成」とは言えない可能性が高い。

18 「学識経験を有する者の知見の活用」欄には、学識経験者の意見内容やそれを評価結果に反映した場合には当該意見の反映内容の概要を記載する。このうち、有識者会議のワーキンググループ会合の議題となったものについては、ワーキンググループ会合での意見内容及び、それらを評価結果に反映した場合には、当該意見の反映内容の概要を、同会合の開催後に記載する。

例：厚生労働省政策評価に関する有識者会議〇〇ワーキンググループ（令和6年〇月〇日開催）で議論いただいたところ、「・・・」、「・・・」といった意見が出されたが、評価書の修正に繋がる指摘はなかった。

（議論いただき、・・・というご指摘をうけ、〇〇〇の点についての評価を見直した。）

19 「評価結果と今後の方向性」欄中、「目標達成度合いの測定結果」欄には、上記16の測定指標ごとの目標の達成状況に応じて、以下の①から⑤までの各行政機関共通区分を記載する。

「①」：全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標の全てが目標を大幅に上回るもの（目標超過達成）

「②」：全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの（目標達成）（※6）

※6 主要な指標のうち、一部のみ目標を大幅に上回っている場合を含む。

「③」：全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上（※7）が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの（相当程度進展あり）

※7 判定不能となった指標を母数から除いて半数以上か否かを判断する。

「④」：主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満（※8）で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの（進展が大きくない）

※8 判定不能となった指標を母数から除いて半数未満か否かを判断する。

「⑤」：主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの（目標に向かっていない）

20 「評価結果と今後の方向性」欄中、「総合判定」欄については、上記19の測定結果に、その他の要因（外部要因等）を勘案した施策目標の総合的な評価を実施し、以下のAからCによる判定結果を記載するとともに、その判定理由を記載する。

「A」：目標達成

- ・測定結果が①又は②に区分されるもの
- ・測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し目標を達成していると評価できるもの

「B」：達成に向けて進展あり

- ・測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
- ・測定結果が④に区分されるもの

「C」：達成に向けて進展がない

- ・測定結果が⑤に区分されるもの

21 「評価結果と今後の方向性」欄中、「施策の分析」欄には、「有効性の評価」、「効率性の評価」及び「現状分析（施策の必要性の評価）」を記載する。

① 「有効性の評価」は、施策の企画立案段階において実現することが期待されていた状態（あるべき姿、目標）にどれだけ到達したかを記載する。

具体的には、目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかについて分析、解明する。

一方、目標を達成できなかった場合には、その理由として、①目標数値の水準設定の妥当性、②事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離、③施策の具体的な仕組み上の問題点、④予算執行面における問題点など様々な要因が考えられる。このため、施策の目標を達成できなかった要因について掘り下げた分析を行い、真の原因（目標達成のために解決すべき重大な課題）について記述する。

② 「効率性の評価」は、事務事業のやり方・進め方とそれに要するコスト（物件費・人件費）に着目し、事務事業を実施した結果としての成果（アウトプット）に対してコスト（インプット）が適切なものになっているか（コストパフォーマンスの善し悪し）について記載する。すなわち、事務事業によって得られる成果を低下させずに、事務事業のやり方・進め方を見直してコストをいかに抑制していくか（コストの適正化）を絶えず検証することが重要である。

事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入したすべての資源）が過大であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要になる。効率性については、施策目標全体としてではなく、個別の事業単位で測定されるものであることを踏まえ、行政事業レビューにおいて指摘された問題点や課題についても記載する。

③ 「現状分析（施策の必要性の評価）」は、上記 20 の「総合判定結果」、①の「有効性の評価」、②の「効率性の評価」を踏まえ、施策目標を構成する一連の事務事業について、評価対象期間全体（複数年度の実績）における取組みについて総合的な評価（評価には必要性、妥当性の観点からの評価も織り込むことに留意する。）を行った内容を記述する。その際には「次期目標等への反映の方向性」の記載内

容の前提となる、政策遂行上の課題（マネジメントサイクルの「Check」）を明確化すること。

22 「評価結果と今後の方向性」欄中、「次期目標等への反映の方向性」欄の「施策及び測定指標の見直しについて」には、上記21の「現状分析」を受けて、今後の施策運営に対する改善方策（マネジメントサイクルの「Action」）の基本方針を記述する。なお、基本方針の記述に当たっては、以下の「施策の反映に向けた方向性」に留意すること。

※ 「施策の反映に向けた方向性」

① 総合判定結果Aの場合

- ・より効率的、効果的な実施に向けた工夫
- ・目標設定の妥当性の検討

② 総合判定結果Bの場合

- ・目標の早期達成に向けた、有効性の高い達成手段の検討
- ・効率的、効果的な施策の実施方法の検討

③ 総合判定結果Cの場合

- ・目標設定、測定指標、達成手段等の大幅な見直しを検討（施策の廃止を含む）

23 「参考・関連資料等」欄には、評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要又はその所在に関する情報について、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）1（2）ア⑥に基づき記載する。

具体的には、必須記載事項として、以下の内容を記載する。

- ・法令検索サイト
- ・評価書上に記載している計画等の掲載URL
- ・指標に関連した調査結果の掲載URL
- ・関連事業の行政事業レビューの掲載URL
- ・有識者会議URL、政策評価基礎資料URL

これ以外に、評価書上に記載はないが参照したものについても、適宜解説を加えながら盛り込む。

例：関連法令（右記検索サイトから検索できます） URL：

〇〇決定 URL：

〇〇調査（指標1～3関係） URL：

関連事業の行政事業レビューシート URL：

租税特別措置に関する政策評価書「…」 URL：

厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL：

厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL：

24 「担当部局名」、「作成責任者名」欄には、政策評価を担当した担当課室、作成責任者の役職・氏名を記載する。

25 「政策評価実施時期」欄には、政策評価を実施する年（和暦）及び月を記載する。

例：令和6年8月

以 上

概要（実績評価書のポイント）

施策目標 ●-●-●

○○○○○○○○○○

確認すべき主な事項（実績評価書）

測定指標について

1

各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。

（注1）当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。

有効性の評価について

2

目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。

3

目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。

4

外部要因等の影響について、適切に分析されているか。

効率性の評価について

5

目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。

（注2）複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。

6

施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。

7

目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。

現状分析について

8

各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直し）について

9

目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。

10

過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。

11

現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。

12

各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

【概要】令和●年度実績評価書（施策目標●-●-●）

基本目標●：○○○○○○○

施策大目標●：○○○○○○○

施策目標●：○○○○○○○

現状(背景)

1. ……



課題1

……



達成目標1

……



【測定指標】

- 1 ……
- 2 ……
- 3 ……

2. ……



課題2

……



達成目標2

……



【測定指標】

- 1 ……
- 2 ……
- 3 ……

3. ……



課題3

……



達成目標3

……



【測定指標】

- 1 ……
- 2 ……
- 3 ……

総合判定

○

施策の分析

《有効性の評価》

○

○

《効率性の評価》

○

○



《現状分析》

○

○

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直しについて）

○

概要(実績評価書のポイント)

施策目標VI-2-1

若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること

基本目標VI: 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標2: 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること

施策目標1: 若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること

現状(背景)

- 1. 若年無業者数(15~34歳)の高止まり
■ 若年無業者数の推移
- 2. 就職氷河期世代の中心層(35~44歳)の無業者数の高止まり
■ 無業者数の推移
- 3. 高校中退者等の就業状況
■ 卒業者と比較して非正規雇用や無業となる割合
- 4. 新規学卒就職者の離職状況
■ 卒業後3年以内の離職割合
■ 地域若者サポートステーション(サポステ)利用による就職者の定着状況

課題1

就職希望のある若年者等の就職支援

課題2

働く意欲が弱い方に対する福祉機関等と連携したアウトリーチ

課題3

就職先への定着支援、より良い処遇に向けたステップアップ支援

達成目標1

サポステ事業で若年無業者等の職業的自立に向けた支援の実施により、より多くの若者等を就労につなげる

達成目標2

サポステ事業で支援を受けた者の就職後の定着・ステップアップの推進

【測定指標】

- 1 サポステにおける就職等進路決定者数(アウトカム)
- 2 サポステにおける就職等率(アウトカム)
- 3 サポステによる支援を受けた者の満足度(アウトカム)

- 4 サポステにおける定着・ステップアップ支援を受けた者のうち、就職後6か月経過時点の就労者割合(アウトカム)

総合判定

- 平成29年度から令和2年度までの年平均増加数が××であることから、現在の増加ペースを維持した場合、令和3年度に目標値を達成することが見込まれることから、目標達成と見なせると判断した。

(参考) ○: (実績値/目標値×100) ≥ 100 △: 80 ≤ (実績値/目標値×100) < 100 ×: (実績値/目標値×100) < 80

施策の分析

《有効性の評価》

- 指標2が目標未達(×)となった要因は、①…、②…、③…といったことが考えられる。
- 指標3は…という外部要因により利用件数が大幅増加したことから、目標を大幅に超過した。今後は、目標値の設定に際し、外部要因の影響を受けた年度以外の実績値(過去○年分)の回帰分析結果を利用する。

《効率性の評価》

- 指標2について目標には達しなかったものの、予算額が逓減しているなかで実績が伸びていることを踏まえると、効率性自体は向上しているものと考えられる。
- 指標3については、…毎年度、事業内容を精査し、必要に応じて事業メニューの見直しを行っており、外部要因の影響を加味しても効率的に事業が実施されていると評価できる。

《現状分析》

- 指標2の○○の割合については、令和○年度～令和○年度までの期間においては、ほとんど変化がみられず、その目標達成に向けて今後は、××取り組むこと等により、引き続き○○の割合の増加or減少に向けた施策を進めていくことが必要である。
- 指標3については、令和○年度のベースライン値から比較すると順調に改善しており、令和○年度に××という目標に向け取り組みが着実に進展している。

次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

- 指標2については、目標年度における目標値の達成に向け、今後は…といった新たな手法も活用した取組によりより一層の目標達成のための取組を実施していく。
- 指標3については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。

＜概要（実績評価書のポイント）様式の記載要領＞

- 本記載要領は、令和6年度に作成する実績評価書のうち、政策評価に関する有識者会議ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）において審議を行う際に用いる概要について、その様式の記載に当たっての標準的な考え方を示したものである。
 - 実績評価書の概要を作成する意義は、以下に示す点にある。
 - ・ 現状（背景）把握、課題設定、達成目標の設定、測定指標の設定までの流れを図示し、達成目標や測定指標を設定するまでのプロセス（因果関係）を明らかにすること
 - ・ 各測定指標の達成状況から、目標に届かなかつた場合や目標を大幅超過した場合等に着目した要因分析や必要な改善策を簡潔に記載することで、政策評価を効果的に行うこと
 - ・ ワーキンググループにおける議論の効率化を図ること
 - ・ 国民にとってわかりやすい資料を示し行政の説明責任を徹底すること
- 1 表紙には、実績評価書の施策目標番号及び施策目標名を記載する。
 - 2 様式の冒頭には、実績評価書を作成した施策目標について、政策体系における基本目標、施策大目標、施策目標の順に記載し、施策目標部分は赤字にする。
 - 3 事前分析表の「施策の概要」欄に記載した内容や、達成手段に記載した各事業のうち予算額が多い事業（※1）については、既存の資料を概要に別紙として添付する。
※1 各達成目標につき、令和5年度予算額の多い事業（5事業以内を別途）
 - 4 「現状（背景）」部分には、施策目標を実施する上で、どのような現状があるのかを可能な限りデータを用いて明らかにする。そのため、概要には、現状把握に資するデータの項目のみを簡潔に記載し、各データの詳細は概要に別紙として添付する。
 - 5 事前分析表の「施策実現のための背景・課題」欄（以下「背景・課題」欄という。）に記載した内容について、簡潔にそのポイントを「課題」として記載する。事前分析表の「背景・課題」欄で記載した課題数と概要に記載する課題数を揃える。また、記載する課題は、4に記載のどの現状（背景）に対応するのかを明らかにする。

- 6 事前分析表の「各課題に対応した達成目標」欄（以下「達成目標」欄という。）に記載した内容について、ポイントを「達成目標」として簡潔に記載する。事前分析表の「達成目標」欄に記載した達成目標数と概要に記載する達成目標数を揃える。また、記載する達成目標は、5で記載のどの課題に対応するのかを明らかにする。
- 7 事前分析表の「測定指標」欄に記載した測定指標を達成目標単位で記載する。その際、内容が分かる範囲で可能な限り簡潔に測定指標名を記載する。すなわち、事前分析表の「測定指標」欄に記載した測定指標名をそのまま転記する必要はない。ただし、記載順（測定指標1、測定指標2等）については、事前分析表と揃える。
- 8 測定指標は、当該指標がアウトプットかアウトカムかを括弧書きで明記するとともに、測定指標のうち、主要な指標は太字及び下線を付す。
- 9 参考指標として設定している指標は、測定指標とは別に記載、どの達成目標の関係する参考指標であるか明らかになるよう、記載位置に留意する。
- 10 各測定指標の過年度の実績値や目標値は概要に記載しない。また、測定指標の選定理由及び目標値の水準の設定理由についても概要には記載しない。
- 11 「総合判定」部分には、各指標の達成状況を記載する。評価対象年度の実績値が判明している場合は、評価対象年度の目標値と対比して達成状況（○or△or×）のみを記載する。集計中等の理由により実績値が判明していない場合は、達成状況は括弧書きで記載し、その根拠を簡潔に記載する。
- 12 「施策の分析」部分のうち「有効性の評価」部分には、目標未達となった指標（※2）について、その要因を簡潔に記載する。目標未達となった指標がない場合には、主要な指標について、目標達成となった要因を記載する。
また、目標を大幅に超過して達成した指標については、その要因及び当初設定していた目標値の妥当性を簡潔に記載する。
※2 指標の達成状況が「×」となったものや、「△」であっても「×」に近いものが対象となる。以下同じ。
- 13 「施策の分析」部分のうち「効率性の評価」部分には、目標未達となった指標に関連する事業の執行額や実施方法の妥当性を記載する。特に、複数年度にわたり目標未達が続いている場合には、予算額に対する執行額や事業の実施方法の観点から妥当性を記載する。

また、施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その要因を簡潔に記載する。

上記のいずれについても記載すべき内容がない場合には、施策目標として、同じ成果を得る上で効率的な取組を実施できている具体的な根拠を簡潔に記載する。

- 14 「施策の分析」部分のうち「現状分析」部分には、達成目標単位を原則として、「有効性の評価」及び「効率性の評価」部分において、要因として記載した内容を踏まえ、今後の改善策を記載する。また、目標未達となった指標がない場合には、施策目標の進捗状況、今後の課題等を記載する。
- 15 「次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直しについて）」部分には、「現状分析」部分で記載した内容を踏まえ、以下の点うち、該当する項目について記載する。少なくとも、「施策の今後の方向性」については必ず記載する。
 - ・ 目標未達となった指標の具体的な改善方策（「現状分析」で記載した場合は省略可）
 - ・ 測定指標及び参考指標の見直し（指標の入れ替え、新たな指標の追加等）
 - ・ 各測定指標の目標値の設定水準の見直し
 - ・ 施策の今後の方向性
- 16 実績評価書及びその概要の作成に当たり、留意すべき事項を「確認すべき主な事項（事前分析表）」にまとめてあるため、これを参考に実績評価書及びその概要を作成する。
- 17 概要は1枚に収めることを原則とする。やむをえない事情により1枚に収まらない場合は2枚目に続けることを妨げないが、4に記載のとおり現状（背景）については別紙とすること等により、極力簡潔な記載とする。

以 上

令和〇年度 総合評価書

「〇〇〇〇」について

令和〇年〇月
〇〇局〇〇課〇〇関連]
〇〇局〇〇課 [〇〇関連]

1. 政策の名称

政策体系に位置付けられるものは政策体系における位置付けを記載。

2. 現状分析

.....

3. 評価結果等

.....

4. 今後の課題と取組の方向性

.....

5. 参考

.....

令和〇年度 総合評価書

「〇〇〇〇」について

令和〇年〇月

〇〇局〇〇課 [〇〇関連]

〇〇局〇〇課 [〇〇関連]

1. 政策名

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。政策体系に位置付けられるものは政策体系における位置付けを記載。

【政策体系】

基本目標：

施策大目標：

施策目標：

総合評価書のテーマに関する施策目標が複数ある場合は、そのすべての施策目標を列挙すること。その際、総合評価書で言及しているものは、もれなく記入することに留意。

2. 現状分析

.....

数値データ等があれば、併せて記載。

3. 評価結果等

.....

把握された問題点やその原因等について記載。

4. 今後の課題と取組の方向性

.....

5. 参考

.....

関連する図表やデータ等のURL等を記載。

厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針

平成22年11月11日策定
(平成29年3月24日改正)

厚生労働省大臣官房厚生科学課

目次

第1編 総括的事項	1
第1章 目的.....	1
1 経緯.....	1
2 目的.....	1
3 政策評価や独立行政法人評価との関係.....	2
4 本指針の見直し.....	2
第2章 定義	2
第3章 対象範囲.....	4
1 研究開発プログラム.....	4
2 研究開発課題.....	4
3 研究開発機関.....	5
4 研究者の業績.....	5
第4章 評価関係者の責務.....	5
1 評価実施主体の責務.....	5
2 評価者の責務.....	5
3 研究者等の責務.....	5
第5章 評価の基本的考え方.....	6
1 外部評価の実施及び評価者の選任等.....	6
2 自己点検の活用.....	6
3 評価時期.....	7
4 開かれた評価の実施.....	7
5 研究開発資源の配分への反映等評価結果の適切な活用.....	8
6 評価支援体制の整備.....	8
7 評価における客観性の確保と研究開発の性格等に応じた適切な配慮.....	9
8 評価に伴う過重な負担の回避.....	9
9 評価の国際的な水準の向上.....	9
第2編 研究開発課題の評価	10
第1章 総括的事項	10
第2章 競争的資金による研究開発課題の評価.....	10
1 評価の実施体制.....	10
2 評価方法.....	11
3 評価事項.....	11
4 評価結果の通知等.....	14
5 評価結果の公表等.....	15

第3章 重点的資金による研究開発課題の評価	15
1 評価の実施体制	15
2 評価方法	15
3 評価結果の通知等	16
第4章 基盤的資金による研究開発課題の評価	16
1 評価の実施主体	16
2 評価方法	16
3 評価結果の活用等	16
第3編 研究者の業績の評価	17
第4編 研究開発機関の評価	18
第1章 総括的事項	18
第2章 評価の実施主体	18
第3章 評価の実施時期	18
第4章 評価者の選任	18
第5章 評価方法	18
第6章 評価事項	19
第7章 評価結果の通知等	19
第8章 評価結果の公表等	20
第9章 事前の自主点検の実施等	20
第10章 その他	20
第5編 研究開発プログラムの評価	21
第1章 評価の実施主体	21
第2章 評価方法	21
第3章 評価の観点	21
第4章 評価結果の取り扱い	22

第1編 総括的事項

第1章 目的

1 経緯

我が国の研究開発評価については、第1期科学技術基本計画において「研究開発機関及び研究開発課題について、評価の在り方を抜本的に見直し、適切な評価の仕組みを整備し、厳正な評価を実施」することが求められたことから、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月7日内閣総理大臣決定）を策定して、研究開発評価の導入と定着化を推進してきた。その後、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（以下、「大綱的指」という。）と名称を変更した上で、科学技術基本計画の改定に合わせて内容を変更し、厳正な評価や創造への挑戦を励まし成果を問う評価等の推進、評価の継続性の確保、評価の効率化、国際水準による評価等の評価システム改革を推進してきたところである。

また、厚生労働省においては、厚生労働科学研究費補助金による研究事業等の公的に行われる研究について、適切に評価し、戦略性のある効率的な費用配分と適正な研究事業運営を確保して必要な研究を推進するため、「厚生労働省の研究助成等の在り方に関する省内検討会」において、評価の適切性や政策への連動性、効率・適正な運営等の確保の観点等から検討が行われ、「研究助成の改善等に向けた基本的な方向性について」（平成22年7月29日厚生労働省省内検討会報告書）（以下、「検討会報告書」という。）が取りまとめられた。

平成22年11月、大綱的指針及び検討会報告書を踏まえ、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」を改定し、厚生労働省における研究開発評価の一層の適切かつ効果的な実施を図ってきた。

今般、第5期科学技術基本計画の改定に合わせて総合科学技術・イノベーション会議において前回大綱的指針のフォローアップが行われ、第5期科学技術基本計画の根幹である「科学技術を振興し、研究開発成果を経済・社会の発展に活かす」を実現すること、また前回大綱的指針では十分に対応できなかった課題を解決することが必要とされた。

このため、「実効性のある『研究開発プログラムの評価』の更なる推進」、「アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発の促進」、「研究開発評価に係る負担軽減」の観点から前回大綱的指針の見直しが行われ、新たな「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）が策定された。このような現状を踏まえ、本指針の改定を行うものとする。

2 目的

国民の保健・医療・福祉・生活環境・労働安全衛生など国民生活の向上に資することを目的とする厚生労働省の科学研究開発においても、その研究成果を着実に行政施策へと反映し、またその成果を積極的に公表し、国民に対する説明責任を果たすとともに、優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。そのためにも、研究開発の評価に当たっては、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その適正な運営を図ることが必要となる。

このため、本指針は、大綱的指針及び検討会報告書を踏まえて、厚生労働省の科学研究開発（試験、調査等を含む。）に関する研究開発プログラム、研究開発課題、研究開発機関及び研究者の業績の評価について、個人情報保護の観点に配慮しつつ、外部評価の実施、国際的な視点からの評価の実施、評価結果の公開、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発評価の一層、適切かつ効果的な実施を図ることを目的とするものである。

3 政策評価や独立行政法人評価との関係

本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）に基づく評価と対象範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。本指針に基づき研究開発を対象とする評価を実施する際は、同法に基づく政策評価と整合するよう取り組むこととする。

また、独立行政法人研究機関（研究開発資金を配分する法人を含む。以下同じ。）については、大綱的指針及び本指針に沿って、同様な事項について各法人が明確なルールを定めた上で評価を行うことが求められる。なお、独立行政法人については、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）に基づき、主務大臣による評価が行われ、その際、独立行政法人のうち国立研究開発法人については、厚生労働省国立研究開発法人審議会の意見を聴取することとされている。この評価についても、大綱的指針及び本指針を参考とすることが期待される。

加えて、前述したように、研究開発評価は政策評価等と整合するよう取り組むこととされていることを踏まえ、「研究開発プログラムの評価」を政策評価等とは別に実施する必要が生じないように取組み、評価の効率化を図る。

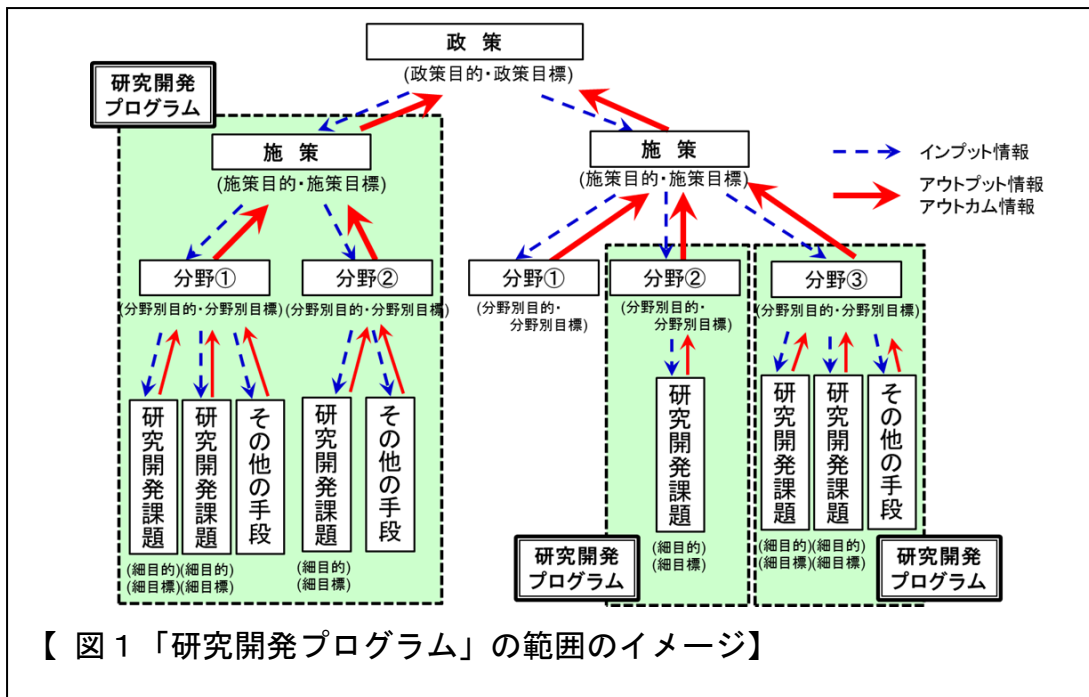
4 本指針の見直し

厚生科学審議会は、評価の実施方法について、必要に応じ再検討を行い、本指針をより適切なものとするべく見直しを行うものとする。

第2章 定義

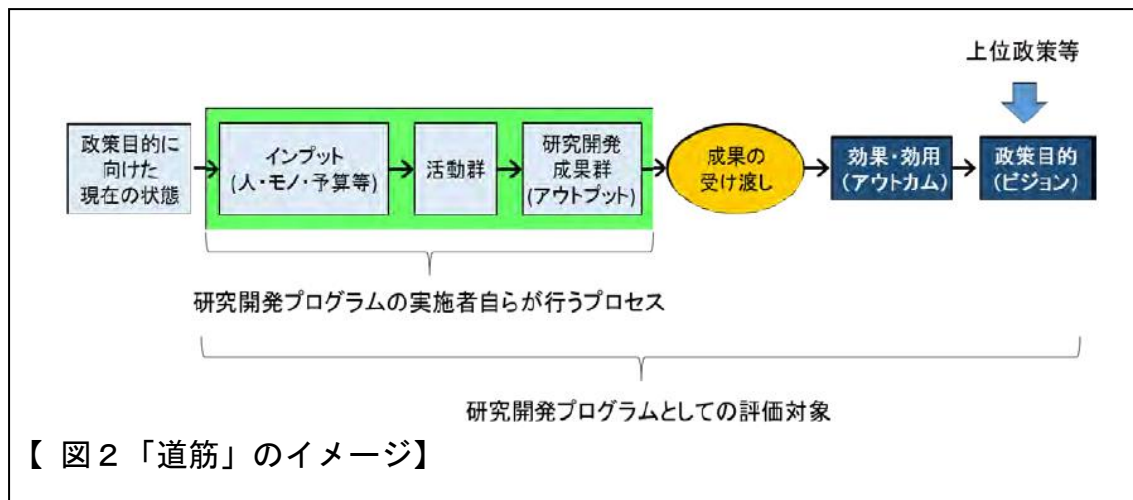
本指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 研究事業等：第1編第3章の1 研究開発プログラムに掲げるそれぞれの事業をいう。
- 2 研究開発プログラム：研究開発が関連する政策・施策等の目的（ビジョン：何のためにやるのか）に対し、それを実現するための活動のまとまりをいう。具体的には、研究開発が関連する政策・施策、競争的資金制度等の研究資金制度などが挙げられる。



- 3 評価実施主体：研究開発実施・推進主体（第2編から第5編までの規定により評価を実施する研究事業等の所管課、研究事業等を所管する研究開発機関）及び第三者評価機関をいう。
- 4 自己評価：評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体が自ら評価者となる評価をいう。
- 5 外部評価：評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体が評価実施主体となり、評価実施主体自らが選任する外部の者が評価者となる評価をいう。
- 6 第三者評価：評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価をいう。
- 7 マスキング評価：評価の対象に関する情報の一部を秘匿して実施する評価をいう。
- 8 外部専門家：評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の専門家で、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。
- 9 外部有識者：評価対象の研究開発分野とは異なる分野の専門家その他の有識者であり、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。
- 10 事前評価：研究開発プログラムの決定又は研究開発課題の採択の前に行う評価をいう。
- 11 中間評価：研究開発プログラム又は研究開発課題の実施期間中に行う評価をいう。
- 12 事後評価：研究開発プログラム又は研究開発課題の終了後に行う評価をいう。
- 13 追跡評価：研究開発プログラム又は研究開発課題の終了後一定の期間を経過した後に行う評価をいう。
- 14 研究開発プログラム評価：研究開発プログラムを構成する研究開発課題等の活動から得られるアウトプット情報・アウトカム情報をもとに、政策立案者や推進する主体等によって作成された「道筋」の妥当性、研究開発プログラムの推進結果であるアウトカム目標の達成状況や達成見込みを確認するとともに、研究開発過程（プロセス）の有効性や効率性を確認し、プログラムの改善や次のプログラム立案のための示唆を得る評価をいう。

- 15 「道筋」：政策・施策等の目的に対し、現状がどうなっているか、政策・施策等の目的と現状のギャップを埋めるためにどんな活動をどの順番で行うか、成果の受け手側で発現することが期待される効果・効用等を時間軸に沿って描いたもの。



- 16 エフォート：研究者の年間の全仕事時間を100パーセントとした場合における、当該研究者が当該研究開発の実施に必要とする時間の配分率（研究専従率）をいう。
- 17 大規模プロジェクト：研究開発に要する費用の総額が10億円以上と見込まれる研究開発課題をいう。
- 18 少額又は短期の研究開発課題：年間500万円以下又は研究期間が1年以下と見込まれる研究開発課題をいう。
- 19 基礎研究：研究者の自由な発想に基づいて行われる知的創造活動であり、新しい法則・原理の発見、独創的な理論の構築又は未知の現象の予測・発見等に寄与する研究をいう。
- 20 応用研究：特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究又は実用化されている方法に関して新たな応用方法を探索する研究をいう。
- 21 開発研究：新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のもの改良をねらいとする研究をいう。

第3章 対象範囲

本指針の研究開発評価の対象範囲は、次のとおりとする。

1 研究開発プログラム

- (1) 厚生労働科学研究費補助金及び厚生労働行政推進調査事業費補助金（以下、「厚生労働科学研究費」という。）による研究事業
- (2) 労災疾病臨床研究事業費補助金による研究事業

2 研究開発課題

- (1) 競争的資金による研究開発課題
 - ・ 研究事業等のうち、公募型の研究開発課題
- (2) 重点的資金による研究開発課題

- ・ 研究事業等のうち、公募型以外の研究開発課題
 - ・ 国立試験研究機関に予算措置された基盤的研究費以外の研究事業における研究開発課題
- (3) 基盤的資金による研究開発課題
- ・ 研究開発機関の基盤的研究費における研究開発課題

3 研究開発機関

(1) 国立試験研究機関

- ・ 国立医薬品食品衛生研究所
- ・ 国立保健医療科学院
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所
- ・ 国立感染症研究所

(2) 施設等機関と一体化した研究機関

- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

4 研究者の業績

研究開発機関に所属する研究者の業績

第4章 評価関係者の責務

1 評価実施主体の責務

評価実施主体は、本指針を踏まえ、公正かつ透明で、研究開発の特性やその進展状況等に応じて柔軟で、優れた成果が将来の発展に着実につながっていくための具体的な仕組み（実施要領等の策定、評価委員会の設置）を整備し、厳正な評価を実施する。

また、その評価結果を適切に活用し、さらに、国民に対して評価結果とその反映状況についてわかりやすく情報提供を行う。その際、研究者が高い目標に挑戦するなどを通じその能力が十分発揮されるよう促し、研究開発の質の向上や効率化を図るとともに、評価実施に伴う作業負担により研究者が本来の研究開発活動のための時間や労力を著しく費やすことのないよう努める。

2 評価者の責務

- (1) 評価者は、評価に当たり、評価対象を正しく理解することを努めた上で、公平・公正で厳正な評価を行うべきことを常に認識し、研究開発実施に伴う研究者の責任を厳しく問う姿勢を持つとともに、独創的で有望な優れた研究者や研究開発を発掘し、又はさらに伸ばしてより良いものとなるように適切な助言を行う。また、自らの評価結果が、後の評価者によって評価されることになるとともに、最終的には国民によって評価されるものであることを十分に認識しなければならない。
- (2) 評価者は評価に関し知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

3 研究者等の責務

研究者等（評価対象が研究開発プログラムの場合、被評価者となるその研究事業の実

施者を含む。)は、国費による研究開発を行うに際し、意欲的な研究開発課題等に積極的に挑戦すること、研究開発の成果を挙げることに、研究開発の成果が最終的には国民・社会に還元されるよう図ること、あるいは成果が出ない場合には、評価を通じて課される説明責任や結果責任を重く受け止めること等、その責任を十分に自覚し、また研究開発の成果や意義を分かりやすく整理し、広く国民に周知し、理解を得ることが極めて重要である。

また、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分に認識し、自発的かつ積極的に評価に協力する。さらに、研究者等は、専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることを十分に認識し、評価に積極的に参加する。

第5章 評価の基本的考え方

1 外部評価の実施及び評価者の選任等

(1) 外部評価の実施

評価実施主体は、評価の客観性・公正さ・信頼性を確保するために、外部評価を実施することを原則とする。また、必要に応じて第三者評価を活用するものとする。

(2) 評価者の選任等

ア 評価者は、当該研究分野及びそれに関連する分野の専門家から選任し、国際的な観点から評価を行うために、必要に応じて、海外の研究者に評価意見を求めることもできるものとする。ただし、研究開発の性格や目的に応じて社会・経済のニーズを適切に反映させるために、産業界や人文・社会科学の人材を選任する等、当該研究分野の専門家以外の有識者等からも選任できるものとする。

イ 評価者の選任に当たっては、利害関係の範囲を明確に定める等により、原則として利害関係者が評価者に加わらないようにする。

なお、利害関係者がやむを得ず加わる場合については、その理由を示すとともに、当該利害関係を持つ評価者のモラルの向上や評価の透明性の確保等を図る。

さらに、評価の客観性を保つために、例えば、年齢、所属機関及び性別等に配慮して評価者を選任するように努める。

ウ また、研究者間に新たな利害関係を生じ、公正な審査の妨げとなることのないよう、評価者に対し評価に関わる諸情報の守秘の徹底を図る。

エ なお、国や国民の安全が害されるおそれがある等の観点から秘密の保持が必要な場合は、本章に定める方法によらずに、評価を行うことができる。

2 自己点検の活用

研究開発機関や研究者などの被評価者は、自ら研究開発の計画段階において、明確な目標とその達成状況の判定指標を明示し、研究開発の開始後には適時適切に目標の達成状況等の自己点検を行い、また、その点検結果を踏まえ研究開発の改善に取り組むこととする。

評価者は評価への研究者等の主体的な取組を促進し、また、評価の効率的な実施を推進するため、被評価者などの自己点検結果を活用して評価を行う。

3 評価時期

(1) 研究開発プログラム及び研究開発課題

- ア 研究開発プログラム及び研究開発課題については、原則として事前評価及び事後評価を行う。
- イ 研究開発プログラムについては、研究開発をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるように、評価実施主体は、3年から5年程度の期間を一つの目安として、定期的に評価を実施する。
- ウ 研究開発課題については、複数年度にわたる研究開発期間の場合でも、毎年度、中間評価を実施することを基本とする。また、優れた成果が期待され研究開発の発展が見込まれる研究開発課題及び目的上継続性が重視される研究開発課題については、切れ目なく研究開発が継続できるように、研究開発終了前の適切な時期に評価を実施し、継続を決定することができるものとする。
- エ 研究開発プログラム及び研究開発課題については、必要に応じて、研究終了年度から3年を経過した後を目途に追跡評価を行い、成果の波及効果、施策への活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する研究開発制度等の見直し等に反映するものとする。なお、追跡評価については、今後、その一層の定着・充実を図ることとする。

(2) 研究開発機関

研究開発機関の評価については、(1)のイに準じて定期的に評価を実施する。

(3) 研究者の業績

研究者の業績の評価については、研究者が所属する機関の長が自ら定める方法に従い、評価を実施する。

4 開かれた評価の実施

厚生労働省の科学研究開発の現状について、国民の理解を得るとともに、評価の透明性・公正さを確保するため、評価に係る諸情報を積極的に公開することが必要である。

(1) 評価方法の周知

評価実施主体は、評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価目的や評価対象に応じて、あらかじめ評価方法（評価手法、評価項目、評価基準、評価過程及び評価手続等）を明確かつ具体的に設定し周知する。

(2) 評価内容等の被評価者への開示

評価実施主体は、評価実施後、被評価者に結果を開示し、その内容を説明する等の仕組みを整備する。なお、研究者の業績の評価については、所属する機関の長が定める方法に従う。

(3) 研究開発評価等の公表等

- ア 評価実施主体は、個人情報や企業秘密、国家安全保障や未発表の研究成果・知的財産等に配慮しつつ、研究開発成果及び評価結果をホームページ等により、分かりやすい形で国民に積極的に公表する。ただし、研究者の業績評価の結果については、個人情報の秘密保持の点から慎重に取り扱う。
- イ 評価者の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に

評価者名及び評価者の実績又は業績を公表する。この場合、研究開発課題の評価については、研究者間に新たな利害関係を生じさせないように、個々の課題に対する評価者が特定されないように配慮するものとする。

ウ 特に、大規模プロジェクトについては、アに留意しつつ評価結果を具体的に公表する。

5 研究開発資源の配分への反映等評価結果の適切な活用

評価結果を十分に活用し、研究の一層の活性化を図るため、画一的、短期的な視点のみにとらわれないよう留意しつつ、評価結果を研究開発費等の研究開発資源の重点的・効率的配分、研究開発計画の見直し等の研究企画に適切に反映することが必要である。

このことは、柔軟かつ競争的で開かれた、より創造的な研究開発環境の醸成に寄与し、活力あふれた研究開発を推進することにもつながるものである。評価結果の具体的な活用の例としては、評価時期別に、

- (1) 事前評価では、採択・不採択又は計画変更、優れた研究開発体制の構築等
- (2) 中間評価では、進捗度の点検と目標管理、継続、中止及び計画変更、方向転換、運営の改善、研究開発の質の向上、研究者の意欲喚起等
- (3) 事後評価では、研究の目的や目標の達成・未達成の確認、研究者又は研究代表者の責任の明確化、国民への情報提供、結果のデータベース化や以後の評価での活用、次の段階の研究開発の企画・実施、次の政策・施策形成への活用等
- (4) 追跡評価では、効果や波及効果の確認、社会への説明、次の政策・施策形成への活用（政策・施策の目的自体の見直しを含む。）等

が挙げられる。

6 評価支援体制の整備

(1) 電子化の推進

研究開発の評価を行うに当たっては、評価者・被評価者双方において、関係資料の準備やその検討など、一連の評価業務に係る作業が必要となるが、評価に伴うこれらの作業負担が過重なものとなり、かえって研究開発活動に支障が生じてはならない。そこで、評価実施主体においては、さらに効率的な研究開発の企画等を図るため、被評価主体や研究者の協力を得て、課題ごとに研究者（エフォートを含む。）、資金、研究開発成果（論文、特許等）、評価者、評価結果を含むデータベースを構築し、管理する必要がある。

さらに、審査業務及び評価業務を効率化するために、申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等における電子システム化を進めることが望ましい。

(2) 人材の確保

海外の研究者や若手研究者を評価者として積極的に参加させることなどにより、評価者について裾野の拡大を図るよう努める。さらに、研究開発課題の評価プロセスの適切な管理、質の高い評価、優れた研究の支援、申請課題の質の向上の支援等を行うために、研究経験のある人材を充てることが望ましい。また、研修、シンポジウム等を通じて評価人材の養成に努めることも必要である。

7 評価における客観性の確保と研究開発の性格等に応じた適切な配慮

(1) 評価の客観性を確保する観点から、質を示す定量的な評価手法の検討を進め、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努めるものとする。そのためには、わかりやすい具体的な目標の設定が必要である。

(2) 本指針が対象とする研究は、多様な目的を持つものであり、研究開発の目的・目標に合わせて、評価項目・評価基準を設定する必要がある。

例えば遺伝子資源の収集・利用、長期縦断疫学研究など短期間で論文、特許等の形で業績を上げにくい研究開発分野や試験調査などそれぞれの研究事業等が持つ性格や目的を十分に考慮し、それぞれの研究事業等や研究開発機関に適した評価を行うことが必要である。

特に、アイデアの斬新さと経済・社会インパクトを重視した研究開発や、非連続なイノベーションの創出を重視した研究開発等を促進するに当たっては、既存の研究開発で用いた評価項目・評価基準を用いた評価ではその促進を妨げることにもなりかねず、研究開発の特性に応じた評価が求められる。

(3) 研究開発機関の試験・調査等は、各種の研究活動の基盤整備的な役割を担うものであり、評価に当たっては、個々の業務の性格を踏まえ、一般的な研究開発活動の評価の際に使用される評価指標、例えば論文数や特許権の取得数などとは異なる評価指標を用いるなどの配慮が必要である。

8 評価に伴う過重な負担の回避

(1) 評価に伴う作業負担が過重となり、本来の研究開発活動に支障が生じないように、大規模プロジェクトと少額又は短期の研究開発課題とでは、評価の方法に差を設けるなどの配慮が必要である。評価方法の簡略化や変更を行う場合、評価実施主体は、変更の理由、基準及び概略等を予め示す必要がある。

(2) 研究開発プログラム、研究開発課題、研究開発機関及び研究者の業績の評価が相互に密接な関係を有する場合には、それぞれの評価結果を活用して同一の研究開発に対する評価が重複しないよう、効率的な評価を実施する。

(3) 個々の研究開発プログラム又は研究開発課題等が、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に定める政策評価に基づく主務大臣による評価（以下「政策評価」という。）の対象となる場合には、評価業務の重複による過重な負担が生じないように、本指針による評価と政策評価とを一体として行うものとする。

9 評価の国際的な水準の向上

研究開発の国際化への対応に伴い、評価者として海外の専門家を参加させる、評価項目に国際的なベンチマークなどを積極的に取り入れるなど研究開発評価に関しても、実施体制や実施方法などの全般にわたり、評価が国際的にも高い水準で実施できるよう取り組んでいく必要がある。

第2編 研究開発課題の評価

第1章 総括的事項

- 1 厚生労働省の科学研究開発の大部分は、行政施策に関連する研究であり、専門的・学術的観点及び行政的観点、効率的・効果的な運営の確保の観点等から評価を行うものとするが、必要に応じて、広く国内外の専門家の意見を取り入れた国際的水準の評価を行うこととする。
- 2 評価に当たっては、評価に伴う負担が過重にならないようにするため、効果的・効率的な評価を行う等の工夫や配慮を行う。少額又は短期の研究開発課題では、事前評価による審査を中心とし、事後評価は省略する又は評価項目を厳選する等の配慮を行う。
- 3 評価は基本的に書面によるものとするが、必要に応じ当該研究申請者に対して出席及び説明を求めること（ヒアリング）並びに施設の訪問調査を実施するものとする。
また、若手育成型の研究開発課題の事前評価を行うに当たっては、研究事業の目的等を踏まえて、評価の全部又は一部について、研究者の氏名・所属機関・研究業績等の全部又は一部を秘匿するマスキング評価により行うこととしても差し支えない。
- 4 研究事業等の所管課は、他の研究との不合理な重複や、特定の研究者への研究費の過度な集中を防ぎ、効果的な研究開発の推進を図るため、研究代表者及び研究分担者のエフォートを明らかにする。競争的資金による研究開発課題については、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用して、十分に確認を行うものとする。
- 5 緊急時の行政的要請に基づいて行う調査研究等は、事前評価の対象としないことができる。

第2章 競争的資金による研究開発課題の評価

1 評価の実施体制

（1）評価の実施主体

研究事業等の所管課又は研究事業等を所管する法人（以下この章において「所管課等」という。）が評価を行う。この場合においては、所管課等は、研究事業等ごとに、事前評価委員会及び中間・事後評価委員会（以下この章において「評価委員会」という。）を置く。なお、評価委員会は、研究開発課題の研究類型等に応じてそれぞれ複数設置することができる。

（2）評価者の選任

ア 評価委員会の委員の数はそれぞれ10名から15名程度を標準とする。

イ 評価委員会は当該研究分野の専門家から構成されるものとし、必要に応じて当該研究分野の専門家以外の有識者等を加えることができる。ただし、厚生労働科学研究費による研究事業の事前評価委員会においては、専門家及び有識者等として厚生労働省の行政職員（他機関に出向中の者及び厚生労働省の職員を辞してから1年を経過していない者を含む。）である者を加えることができない。

ウ 中間・事後評価委員会の委員の概ね3分の1は、事前評価委員会の委員とは異なる者をもって充てるものとする。

(3) 評価小委員会の設置

ア 所管課等は、必要に応じて評価委員会の下に評価小委員会を置くことができる。

イ 評価委員会は、評価小委員会の委員を選任する。評価小委員会の委員については、その評価小委員会が属する評価委員会に係る(2)の条件を準用する。

(4) 評価委員会及び評価小委員会による評価の実施

ア 評価小委員会は、研究開発課題について、専門的・学術的観点、行政的観点及び効率的・効果的な運営の確保の観点等から書面による評価を実施し、評価委員会に報告する。

イ 評価委員会は、研究開発課題について、専門的・学術的観点、行政的観点及び効率的・効果的な運営の確保の観点等からの評点等から(評価小委員会を置いた場合には、評価小委員会の報告も踏まえて)評価を行う。

ウ 評価においては、1課題に対して評価委員会又は評価小委員会の複数名の委員が行うものとする。

(5) 利害関係者の排除

ア 評価委員会及び評価小委員会の委員は、当該研究事業等に応募すること(研究分担者として応募することを含む。)ができないものとする。

イ 委員は、自らが現在所属している機関に所属している者(研究分担者を含む。)の研究開発課題については、評価しないものとする。

(6) その他

評価に必要な申請書等の様式及び委員の任期等については、所管課等が別途定めるものとする。

2 評価方法

(1) 研究開発課題につき、総合的に勘案すべき事項に配慮しながら、専門的・学術的観点からの評価及び行政的観点、効率的・効果的な運営の確保の観点等からの評価を行う。評価は、5～10段階等の評価段階を設定し、評点を付けることにより行う。研究事業等の特性を踏まえ、それぞれの観点の重要性を考慮して重み付けを行った上で、総合点を算出し、点数の高い研究開発課題を優先的に採択することを原則とする。

(2) 評価の実施に際して、所管課等及び本省関係課に所属する者は、必要があると認める場合には、研究開発課題に係る行政的観点から評価委員会又は評価小委員会において意見を述べることができる。

(3) 評価の基準(評価段階及び重み付け等)は、評価委員会において定める。

3 評価事項

(1) 事前評価の評価事項

事前評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。ただし、マスキング評価を行う場合には、研究事業の目的等を踏まえて、評価の一部又は全部について、研究業績等を考慮しないこととしても差し支えない。

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- (ア) 研究の厚生労働科学分野における重要性
 - ・ 厚生労働科学分野に関して有用と考えられる研究であるか
- (イ) 研究の厚生労働科学分野における発展性
 - ・ 研究成果が厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか
- (ウ) 研究の独創性・新規性
 - ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか
- (エ) 研究目標の実現性・効率性
 - ・ 研究期間年度毎の目標が明確か
 - ・ 実現可能な研究であるか
 - ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか
- (オ) 研究者の資質、施設の能力
 - ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか
 - ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか

イ 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- (ア) 政策等への活用（公的研究としての意義）
 - ・ 施策への直接反映の可能性あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
 - ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
 - ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
 - ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか
- (イ) 行政的緊急性

ウ 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

効率性が確保されない場合、研究計画の見直しを条件とする。

- ・ 研究が効果的・効率的に計画されているか
- ・ 他の民間研究などにより代替できるものではないか
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか（他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすることなどによる研究効率や効果の向上の余地がないか）

エ 総合的に勘案すべき事項

- (ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であるかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
- (イ) 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。
- (ウ) これまで研究実績の少ない者（若手研究者等）についても、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究遂行能力を勘案した上で、研究開発の機会が与えられるように配慮する。
- (エ) 申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、申請課題に対する研究の背景、目的、構想、研究体制及び展望等についても説明を求めるものとする。

オ 申請課題の採択に当たっては、研究開発資金の重点的・効率的配分を図る観点から、関係省庁等と十分な連携・調整等を図ることとする。

(2) 中間評価の評価事項

中間評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究計画の達成度（成果）

- ・ 当初の計画どおり研究が進行しているか

(イ) 今後の研究計画の妥当性・効率性

- ・ 今後研究を進めていく上で問題点はないか
- ・ 問題点がある場合は、研究内容等の変更が必要か
- ・ その際にはどのように変更又は修正すべきか

(ウ) 研究継続能力

- ・ 研究者の構成、研究者の能力や施設の設備からみて研究を継続し、所期の目的を達成することが可能か
- ・ 研究者の構成に変更が必要な場合は、どのように変更すべきか

イ 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

評価時点での政策等への活用（公的研究としての意義）

- ・ 施策への直接反映の可能性、あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
- ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
- ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
- ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか

ウ 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項

効率性が確保されない場合、研究の中止や研究計画の見直しを条件とする。

- ・ 研究が効果的・効率的に実施（計画）されているか
- ・ 他の民間研究などにより代替できるものではないか
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究などとの連携や活用が十分に図られているか（他の公的研究・民間研究や過去の成果などの活用、共同研究とすることなどによる研究効率や効果の向上の余地がないか）

エ 総合的に勘案すべき事項

(ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受けているかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

(イ) 研究継続申請者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、次年度の継続研究開発課題に対する研究開発課題の概要、研究の経過及び今後の展望等についても説明を求めるものとする。

(3) 事後評価の評価事項

事後評価に当たり考慮すべき事項は、次のとおりとする。

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究目的の達成度（成果）

- ・ 所要の目的を達成したか

- ・ 所要の目的を達成できなかった場合は、どこに問題があったか
- (イ) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義
 - ・ 研究成果の学術的・国際的・社会的意義がどの程度あるか
- (ウ) 研究成果の発展性
 - ・ 研究成果の今後の研究への発展性があるか
- (エ) 研究内容の効率性
 - ・ 研究が効率的に実施されたか
- イ 行政的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

研究成果の政策等への活用（公的研究としての意義）

 - ・ 施策への直接反映の可能性、あるいは、政策形成の過程などにおける参考として間接的に活用される可能性
 - ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
 - ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか
 - ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか
- ウ 効率的・効果的な運営の確保の観点からの評価に当たり考慮すべき事項
 - ・ 研究が効果的・効率的に実施されたか
- エ 国民へのわかりやすい説明・普及の努力
 - ・ 研究の成果や意義が、国民にわかりやすく説明されているか
 - ・ 研究成果を普及（社会還元）等させるために、研究者（機関・法人）が十分に組み込んでいくこととしているか
- オ 評価の際には、専門学術雑誌への発表並びに学会での講演及び発表など研究成果の公表状況や特許の出願及び取得状況について考慮する。
- カ 当該研究の研究代表者に対してヒアリングを実施する場合は、上記の評価事項の他、研究開発の結果及び成果と今後の展望等についても説明を求めるものとする。

4 評価結果の通知等

(1) 事前評価

所管課等は、課題の採否結果を個々の研究者に通知する。なお、原則として評価結果の内容等を研究者に通知するものとする。その際、研究者が説明を受け、意見を述べるができる仕組みの整備を図る。また、研究者からの意見を受け、必要に応じ評価方法等を検証する。さらに、研究者が評価結果について納得し難い場合には、制度の趣旨等に応じて、研究者が評価実施主体に対し、十分な根拠をもって異議を申し立てるための体制整備に努める。

(2) 中間評価

所管課等は、研究継続の可否を事前評価委員会及び個々の研究者に通知する。なお、必要に応じて研究計画の変更、研究費の増減、共同研究者の変更及び研究の中止等の評価結果の内容を研究者に通知するものとする。

(3) 事後評価

所管課等は、評価結果を事前評価委員会及び個々の研究者に通知する。

5 評価結果の公表等

- (1) 所管課等は、評価終了後の適切な時期に、次に掲げる事項を刊行物又は厚生労働省ホームページ等により公表するものとする。
 - ア 研究採択課題及び研究費の交付予定額や研究報告書の概要
 - イ 評価委員会の委員の氏名及び業績又は実績
- (2) 公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究成果・知的財産等について、それらを保護する観点に配慮するものとする。

第3章 重点的資金による研究開発課題の評価

1 評価の実施体制

(1) 評価の実施主体

研究事業等の所管課（国立試験研究機関に予算措置された基盤的研究費以外の研究事業における課題については、当該国立試験研究機関。以下この章においては同じ。）が評価を行う。ただし、研究事業等の評価を行う場合においては、所管課は、研究事業等ごとに、事前評価委員会及び中間・事後評価委員会（以下この章において「評価委員会」という。）を置く。なお、評価委員会は、研究開発課題の研究類型等に応じてそれぞれ複数設置することができる。国立試験研究機関の評価委員会においては、外部の専門的な視点から評価できる体制を整備する。

(2) 評価者の選任

- ア 評価委員会は当該研究分野の専門家から構成されるものとし、必要に応じて、当該研究分野の専門家以外の有識者等を加えることができる。ただし、厚生労働科学研究費による研究事業の事前評価委員会においては、専門家及び有識者等として厚生労働省の行政職員（他機関に出向中の者及び厚生労働省の職員を辞してから1年を経過していない者を含む。）である者を加えることができない。
- イ 中間・事後評価委員会の委員の概ね3分の1は、事前評価委員会の委員とは異なる者をもって充てるものとする。

(3) 利害関係者の排除

- ア 評価委員会の委員は、当該研究事業に応募すること（研究分担者として応募することを含む。）ができないものとする。
- イ 委員は、自らが現在所属している機関に所属している者（研究分担者を含む。）の研究開発課題については、評価しないものとする。

(4) その他

評価に必要な申請書等の様式及び委員の任期等については、所管課が別途定めるものとする。

2 評価方法

評価は、行政的な施策と適合しているか、専門的・学術的・社会的・経済的観点、当該研究開発の国際的な水準の向上の観点等から有効に実施されているか等について行う。

その際、科学技術の進展、社会や経済の情勢の変化により、評価の項目、基準等が変わることに留意する。特に応用研究、開発研究等については、社会的・経済的な観点か

らの評価を重視する。なお、評価事項については、第2編第2章3評価事項に準ずるものとする。

事前評価については、研究事業等の所管課において、他の研究との不合理な重複について十分に確認を行うものとする。

また、大規模プロジェクトについては、責任体制の明確さ、費用対効果等を含めて、特に厳正に評価するとともに、評価の客観性及び公正さをより高めるため、必要に応じて第三者評価を活用する。

3 評価結果の通知等

評価結果については、研究開発課題の研究者に通知するとともに、個人情報・企業秘密、国家安全保障や未発表の研究成果・知的財産等を保護する観点に配慮しつつ、次に掲げる事項について、ホームページ等を通じて公表する。

ア 研究採択課題及び研究費の交付予定額や研究報告書の概要

イ 評価委員会の委員の氏名及び業績又は実績

また、国立試験研究機関に予算措置された研究事業における課題の評価結果については、研究開発機関の評価において活用する。

第4章 基盤的資金による研究開発課題の評価

1 評価の実施主体

研究開発機関の長は、研究開発機関の目的等に照らして、重点的資金による研究開発課題の評価方法を参考としつつ、評価方法を適切に選定し、評価を行う。

研究開発機関の評価委員会においては、外部の専門的な視点から評価できる体制を整備する。

2 評価方法

必要に応じて、研究開発機関の評価の対象に含めるなど、効率的で適切な方法により実施する。その際には、論文発表等を通じた当該研究分野における研究者間の評価等も活用できる。

3 評価結果の活用等

評価結果は、必要に応じて、研究開発機関の評価に活用し、経常的な研究開発活動全体の改善に資するよう配慮する。

研究開発機関の長は、基盤的資金による研究開発課題の評価結果の内容を所管課に提出するものとする。

第3編 研究者の業績の評価

研究開発機関の長が、評価を行う。この場合においては、機関の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のための仕組みを整備して実施する。その際、研究者には多様な役割や能力、適性があることに十分配慮し、研究開発に加え、厚生労働行政への貢献、研究開発の企画・管理、評価活動、国際標準化への寄与、その他の関連する活動等にも着目し、量よりも質を評価する。また、人材養成機関としての機能を併せ持つ等の場合は、人材養成その他の面についても評価できるように配慮する。

研究者の業績の評価結果については、個人の処遇や研究費の配分等に反映させる。

また、研究者が自ら点検を行い、それを活用して実施するとともに、業績の評価に当たっては、研究者が挑戦した課題の困難性等も考慮に入れるなど研究者の果敢な挑戦を促すなどの工夫が必要である。このような研究者の業績の評価に当たっては、当該研究者が関連する競争的資金制度における課題の評価や国の実施するプロジェクト研究の評価などの結果を適切に活用して効率的に実施する。

さらに、研究開発を推進するためには、研究支援者の協力が不可欠である。リサーチレジデント等の研究の支援を行う者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献度等を適切に評価することが必要である。

第4編 研究開発機関の評価

第1章 総括的事項

- 1 研究開発機関は科学研究開発の一層の推進を図るため、機関活動全般を評価対象とする研究開発機関の評価を定期的を実施する。
- 2 研究開発機関は、その設置目的や研究目的に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の両面から、当該研究開発機関の活動について評価を行う。
- 3 研究開発機関は、具体的な目標を設定しその達成状況等について自己点検を実施する。

第2章 評価の実施主体

研究開発機関の長が、自ら評価を実施する。評価者はその内容の確認を行う等により評価を行う。

第3章 評価の実施時期

研究開発機関の長は、当該研究開発機関全体の評価が3年に1回を目安として、定期的に行われるよう評価実施計画を策定する。

第4章 評価者の選任

- 1 評価の客観性及び公平性を確保するため、外部評価又は第三者評価を行う。
- 2 研究開発機関に評価委員会を置く場合は、概ね10名程度の外部の専門家（国立障害者リハビリテーションセンター研究所にあっては、国立障害者リハビリテーションセンターに所属していない専門家）等より構成するものとする。
- 3 評価委員会の委員は、当該研究開発機関の行う研究分野の指導的研究者から、当該研究開発機関の長が選任する者とする。ただし、必要に応じて研究開発機関の長は、次に掲げる者を委員として選任することができるものとする。
 - (1) 当該研究開発機関の所掌する専門分野以外の分野の有識者
 - (2) 研究開発機関の所管課又は研究事業等の所管課に所属する者
- 4 評価の客観性及び公正さをより高めるため評価者名を公表する。
- 5 評価委員会の委員の任期等は、研究開発機関ごとに定める。

第5章 評価方法

- 1 評価の客観性及び公平性を確保するため、外部評価又は第三者評価を行う。

- 2 研究開発機関の各部等は、評価実施計画に基づいて、当該部等の活動の現状、体制及び将来の計画等について報告書を作成し、研究開発機関の長に提出する。
- 3 研究開発機関の長は、各部等からの報告書を取りまとめ、評価委員会に提出する。
- 4 評価委員会は、研究開発機関との討議等を行い、総合的見地から評価を実施し、運営全般についての評価報告書を作成する。
- 5 評価委員会は、評価報告書を研究開発機関の長に提出する。
- 6 研究開発機関の長（国立障害者リハビリテーションセンター研究所にあっては、国立障害者リハビリテーションセンター研究所長及び国立障害者リハビリテーションセンター総長。以下同じ。）は、評価委員会から評価報告書の提出を受けた場合において、当該評価報告書に当該研究開発機関の運営の改善に係る指摘事項が記載されている場合には、当該指摘事項について検討を行い、対処方針を作成する。研究開発機関の長は、評価報告書（5により対処方針を作成した場合は、評価報告書及び対処方針。第7章及び第8章において同じ。）に基づき、その運営の改善等に努めなければならない。

第6章 評価事項

研究開発機関の評価事項は、原則として次に掲げる事項とし、研究開発機関の研究目的・目標に即して評価事項を選定する。また、評価に当たっては、評価業務の重複とならないように、研究開発課題等の評価の結果を活用する。

- ア 研究、開発、試験、調査及び人材養成等の状況と成果（これらの厚生労働省の施策又は事業への貢献を含む。）
- イ 研究開発分野・課題の選定（厚生労働省の施策又は事業との関連性を含む。）
- ウ 研究資金等の研究開発資源の配分
- エ 組織、施設設備、情報基盤、研究及び知的財産権取得の支援体制
- オ 疫学・生物統計学の専門家が関与する組織の支援体制
- カ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流
- キ 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進
- ク 専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組
- ケ 倫理規定及び倫理審査会等の整備状況
- コ その他

第7章 評価結果の通知等

- 1 研究開発機関の長は、当該研究開発機関の所管課を通じて評価報告書を厚生科学審議会に提出するものとする。
- 2 厚生科学審議会は、評価報告書の提出を受けた場合において、必要があると認める

ときは、当該評価報告書に関して意見を述べることができる。

- 3 当該研究開発機関の所管課は、厚生科学審議会が2により意見を述べた場合は、当該意見を踏まえ、当該研究開発機関に対し、その講ずるべき措置を指示するとともに、必要な支援に努めるものとする。
- 4 当該研究開発機関の長は、厚生科学審議会が2により意見を述べた場合は、当該意見を踏まえ、当該研究開発機関の運営の改善等の状況を厚生科学審議会に報告するものとする。

第8章 評価結果の公表等

- 1 研究開発機関は、次に掲げる事項を当該研究開発機関のホームページ等により公表する。
 - (1) 評価報告書及び第5章の6で定めた対処方針
 - (2) 厚生科学審議会が第7章の2により意見を述べた場合は、当該意見の内容及び第7章の4により報告した当該研究開発機関の運営の改善等の状況
- 2 研究開発機関の所管課は、所管している研究開発機関について、次に掲げる事項を厚生労働省ホームページ等により公表する。
 - (1) 当該研究開発機関における研究開発課題及び研究開発結果
 - (2) 厚生科学審議会が第7章の2により意見を述べた場合は、当該意見の内容
 - (3) 第7章の3により当該研究開発機関に指示した場合は、当該指示の内容
 - (4) 第7章の4の報告を受けた当該研究開発機関の運営の改善等の状況
- 3 公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障や未発表の研究開発成果・知的財産等について、それらを保護する観点から十分に配慮するものとする。

第9章 事前の自主点検の実施等

研究開発機関は、すでに機関内に設置されている評価委員会等を活用し、当該研究開発機関の研究開発活動について、定期的な自主点検の実施に努めるものとする。

第10章 その他

研究開発機関と一体化している病院で実施されている臨床研究についても、本指針に基づき評価を行うことが望ましい。

第5編 研究開発プログラムの評価

第1章 評価の実施主体

研究事業の所管課が外部評価により評価を行う。なお、評価者の選任に当たっては、公平性の確保の観点から利害関係者を加えないことを原則とし、評価者名を公表する。

第2章 評価方法

研究開発評価は、その実施主体や評価対象、評価時期等において極めて多様である。特に、国費を用いて実施される研究開発は、様々な機関間の階層構造や機関内の階層構造の下で重層的に実施されていること、さらに研究開発は、事前・中間・事後・追跡評価と時系列的にも相互に関連しながら連続して実施されていくことから、評価については、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、加えて、理解増進や研究基盤の向上など、次につながる成果を幅広い視野から捉え、総体としての目標の達成度合いを成否判定の基本とするとともに、その成否の要因を明らかにする。

また、個別課題の研究開発成果等に対して繰り返して重複した評価が実施されないよう、個々の個別課題等の評価結果を活用するなどしてそれらを全体として効果的・効率的に評価する。

第3章 評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業の特性に応じて、必要性、効率性及び有効性、さらには、対象となる研究開発の国際的な水準の向上の観点等から評価を行う。特に政策評価における政策目標との整合性を重視して行う。

「必要性」については、行政的意義（厚生労働省として実施する意義及び緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性及び発展性等）及び目的の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性及び発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（国民の健康・安全等）の創出、国益確保への貢献及び政策・施策の企画立案・実施への貢献等）及び国費を用いた研究開発としての妥当性（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や中期目標等への適合性、国の関与の必要性・緊急性及び他国の先進研究開発との比較における妥当性等）等がある。

「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性及び研究開発の手段やアプローチの妥当性等がある。

「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献及び人材の養成等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、目標の実現可能性や達成のための手段の存在、研究者や研究代表者の能力、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、（見込まれる）直接の成果の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献、人材の養成及び知的基盤の整備への貢献等がある。

第4章 評価結果の取扱い

研究開発プログラムを実施する主体は、その評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材などの資源配分への反映、当該研究開発施策の改善に反映させる等の活用を図る。また、評価結果は、ホームページ等で公表するものとする。公表に当たっては、個人情報・企業秘密、国家安全保障等や未発表の研究開発成果・知的財産等について、それらを保護する観点から十分に配慮することとする。